

担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台 2

目次

	第 1	定義	4
5	第 2	譲渡担保契約に関する総則規定	5
	1	譲渡担保権の内容	5
	2	譲渡担保権の被担保債権の範囲	5
	3	譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡	5
	4	譲渡担保権設定者の処分権限	6
10	5	同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約	6
	6	譲渡担保権の順位	6
	7	譲渡担保権の不可分性	6
	8	物上代位	7
	9	物上保証人の求償権	8
15	10	根譲渡担保契約の効力	8
	11	適用除外【P】	13
	第 3	動産譲渡担保契約の効力	14
	1	動産譲渡担保権の及ぶ範囲	14
	2	動産譲渡担保権者による果実の収取	14
20	3	動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益	14
	4	妨害の停止の請求等	14
	5	牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権の対抗力	15
	6	動産譲渡担保権の順位の変更	16
	7	動産譲渡担保権と先取特権との競合	16
25	8	動産譲渡担保権と動産質権との競合	16
	9	占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例	16
	10	牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例	18
	11	転動産譲渡担保	19
	12	動産譲渡担保権と抵当権との競合	20
30	第 4	集合動産譲渡担保契約の効力	20
	1	特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約	20
	2	集合動産譲渡担保権についての対抗要件の特例	21
	3	集合動産譲渡担保権設定者による特定範囲所属動産の処分	22
	4	補充義務	22
35	5	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位等	23

	6	動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐害行為取消請求	23
	第5	債権譲渡担保契約の効力	24
	1	混同の特例	24
	2	債権譲渡担保権の順位の変更	24
5	3	債権譲渡担保権と一般の先取特権との競合	24
	4	債権譲渡担保権と債権を目的とする質権との競合	24
	5	転債権譲渡担保	24
	6	動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の対抗要件の特例	25
	第6	集合債権譲渡担保契約の効力	25
10	1	集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て	25
	2	補充義務の規定等の準用	26
	第7	動産譲渡担保権の実行	26
	1	動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行	26
	2	動産譲渡担保権の処分清算方式による実行	28
15	3	後順位の動産譲渡担保権者による実行	29
	4	帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務	30
	5	動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知	30
	6	清算金の支払に関する処分の禁止	31
	第8	集合動産譲渡担保権の実行	31
20	1	集合動産譲渡担保権の実行	31
	2	後順位の集合動産譲渡担保権者による実行	32
	3	通知の撤回	32
	4	動産特定範囲に属する動産に対する差押え等	33
	第9	債権譲渡担保権の実行	34
25	1	債権譲渡担保権者による債権の取立て等	34
	2	債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行	35
	第10	集合債権譲渡担保権の実行	36
	第11	その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行	37
	第12	強制執行等の特例	37
30	1	動産譲渡担保権者による配当要求及び動産競売の申立て	37
	2	動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え	37
	3	売却に伴う動産譲渡担保権の消滅	38
	第13	動産譲渡担保権の実行のための裁判手続	38
	1	通則的な規律	38
35	2	動産譲渡担保権の実行のための保全処分	38
	3	動産譲渡担保権の実行のための引渡命令	41
	4	動産譲渡担保権の実行後の引渡命令	43
	5	後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等	44
	6	執行官保管の保全処分中の売却	44
40	7	占有移転禁止の保全処分等の効力	44

	8	手続の停止	45
	第 14	破産手続等における譲渡担保権の取扱い	45
	1	別除権等としての取扱い	45
	2	担保権実行手続中止命令	46
5	3	担保権実行手続取消命令	49
	4	破産管財人等による譲渡担保財産の換価・譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定	52
	5	担保権消滅許可制度の適用	53
	6	根譲渡担保権の取扱い	53
	7	再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効	55
10	8	破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力	55
	9	破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力	56
	10	動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等	58
	11	動産利用権を目的とする債権譲渡担保権契約についての所有権留保契約の規定の準用	59
	第 15	所有権留保契約	60
15	1	所有権留保契約の規律	60
	2	再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効	62
	第 16	民法の見直し	63
	1	質権者による債権の取立て等	63
	2	抵当権の効力の及ぶ範囲	63
20	第 17	民事執行法の見直し	64
	第 18	民事再生法の見直し	64
	1	担保権実行手続中止命令	64
	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	65
	第 19	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の見直し	65
25	1	担保権実行手続中止命令	65
	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	66
	第 20	会社更生法の見直し	66
	1	担保権実行手続中止命令	66
	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	67
30	第 21	会社法の見直し	68
	1	担保権の実行の手続等の中止命令	68
	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	68
	3	担保権の実行の手続等の中止命令の手続	69
	第 22	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の見直し	69
35	1	譲渡登記に関する規律の見直し	69
	2	譲渡担保権に関する登記制度の見直しの概要	70
	3	留保所有権に関する登記制度の見直しの概要（所有権留保登記の新設）	72

第1 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 譲渡担保契約 金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権その他の財産（抵当権の目的とすることができる財産（次に掲げるものを除く。）及びこれに関する権利を除く。以下同じ。）【財産の範囲についてはP】を債権者に譲渡することを約する契約（16(2)に掲げるものを除く。）をいう。
 - (1) 農業動産信用法（昭和8年法律第30号）第2条第1項に規定する農業用動産（以下「農業用動産」という。）
 - (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録を受けた自動車（大型特殊自動車で建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第2条に規定する建設機械であるものを除く。以下「登録自動車」という。）
- 2 譲渡担保財産 譲渡担保契約の目的である財産をいう。
- 3 譲渡担保権 譲渡担保契約に基づいて譲渡担保財産の譲渡を受ける者が譲渡担保契約に基づいて譲渡担保財産について取得する権利をいう。
- 4 譲渡担保権者 譲渡担保権を有する者をいう。
- 5 譲渡担保権設定者 譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保財産を譲渡する者（その者が譲渡担保財産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。
- 6 動産譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、動産を目的とするものをいう。
- 7 譲渡担保動産 動産譲渡担保契約の目的である動産をいう。
- 8 動産譲渡担保権 動産譲渡担保契約に基づいて譲渡担保動産の譲渡を受ける者が動産譲渡担保契約に基づいて譲渡担保動産について取得する権利をいう。
- 9 動産譲渡担保権者 動産譲渡担保権を有する者をいう。
- 10 動産譲渡担保権設定者 動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡する者（以下「動産譲渡担保権当初設定者」という。）（その者が譲渡担保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。
- 11 債権譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、債権を目的とするものをいう。
- 12 譲渡担保債権 債権譲渡担保契約の目的である債権をいう。
- 13 債権譲渡担保権 債権譲渡担保契約に基づいて譲渡担保債権の譲渡を受ける者が債権譲渡担保契約に基づいて譲渡担保債権について取得する権利をいう。
- 14 債権譲渡担保権者 債権譲渡担保権を有する者をいう。
- 15 債権譲渡担保権設定者 債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡する者（以下「債権譲渡担保権当初設定者」という。）（その者が譲渡担保債権について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。
- 16 所有権留保契約 次に掲げる契約をいう。
 - (1) 当事者の一方に動産（抵当権の目的とすることができる動産（1(1)及び(2)に掲げるものを除く。）を除く。以下同じ。）の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約であって、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を売主等に留保することを内容とするもの

(2) 動産の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約の当事者の一方が、当該契約の当事者以外の第三者に対し、当該契約の相手方に対するその目的である動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該契約の相手方が、その支払を受けたときに当該第三者に当該動産の所有権を移転することを約する契約であつて、当該金銭の償還債務を担保するため、当該償還債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保することを約することを内容とするもの

17 所有権留保動産 所有権留保契約の目的である動産をいう。

18 留保所有権 所有権留保契約に基づいて所有権を留保する者が所有権留保動産について有する権利をいう。

19 留保売主等 留保所有権を有する者をいう。

20 留保買主等 所有権留保契約の当事者のうち、その担保する債権の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者（その者が所有権留保動産について有する権利を他の者に譲り渡した場合にあつては、その権利を現に有する者）をいう。

(説明)

新法における用語の定義を定めるものであり、部会資料 37-1（譲渡担保契約等の定義）、及び部会資料 37-3（所有権留保契約等の定義）から表現上の若干の修正を行ったものを除き、変更はない。また、「譲渡担保契約」及び「所有権留保契約」の適用される財産については部会資料 40 の第 3 を踏まえたものとしている。

1 の「譲渡担保契約」の定義については、第三者所有権留保契約である 16(2) が該当し得るのではないかとの意見が部会において出されていたところであり、これを踏まえて、1 の「譲渡担保契約」の定義において、「16(2) に掲げるものを除く。」との文言を追加した。

第 2 譲渡担保契約に関する総則規定

1 譲渡担保権の内容

譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有するものとする。

(説明)

部会資料 37-1 の第 2、1 から変更はない。

2 譲渡担保権の被担保債権の範囲

譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保するものとする。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでないものとする。

(説明)

部会資料 37-1 の第 2、2 から変更はない。

3 譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡

譲渡担保権者は、譲渡担保権の実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができないものとする。

(説明)

部会資料 37-1 の第 2、3 から変更はない。

4 譲渡担保権設定者の処分権限

譲渡担保権設定者は、譲渡担保財産について、その有する権利を第三者に譲渡することができるものとする。

(説明)

部会資料 37-1 の第 2、4 から変更はない。

部会においては、いわゆる設定者留保権を第三者に譲渡すること自体は妨げられないが、譲渡担保権が設定されているということ以外の事情により譲渡ができないことはあり得るとすると、部会資料 37-1 の第 2、4 の規律のような積極的な表現は適当でないとの指摘がされた。この指摘のとおり、この規律は、いわゆる設定者留保権に一般的には譲渡性があることを定めたものであり、第三者への譲渡に債権者の承諾が必要とされている財産等など、法令上、譲渡の制限が設けられている財産についての権利の譲渡を可能とする趣旨ではない。もっとも、本文の規律は、権利に譲渡性があることを示すために民法第 466 条第 1 項や信託法第 93 条に倣ったものであり、本文規律の表現を維持することとしている。

5 同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約

譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができる。

(説明)

部会資料 37-1 の第 2、5 から変更はない。

6 譲渡担保権の順位

同一の財産について数個の譲渡担保権が互いに競合する場合には、民法第 178 条に規定する動産の引渡し、民法第 467 条に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾その他の当該財産の譲渡についての対抗要件を備えた時の前後による。

(説明)

譲渡担保権が競合した場合の順位に関する規定については、従前の部会資料においては、動産譲渡担保権については動産の引渡しの前後による旨の規定を、債権譲渡担保権については確定日付のある証書による通知・承諾の前後による旨の規定をそれぞれ設けることとしていた（部会資料 37-1 第 3、6、第 5、2）。しかし、譲渡担保権の順位については、登記・登録をしなければ第三者に譲渡を対抗することができない動産（登録自動車や登録小型船舶）のほか、動産債権以外の財産についても規律する必要があることを踏まえれば、譲渡担保契約に関する総則規定において、一般的に適用される規定を設けるのが適当と考えられる。そこで、本文の規律を設けることとした。これに伴い、動産譲渡担保権の順位の規定（部会資料 37-1 の第 3、4）、債権譲渡担保権の順位の規定（部会資料 37-1 の第 5、2）の規定を削除することとしている。

7-6 譲渡担保権の不可分性

譲渡担保権者は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、譲渡担保財産の全部について、譲渡担保権を行使することができるものとする。

(説明)

部会資料 37-1 の第 2、6 から変更はない。

8-7 物上代位

5 (1) 譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならないものとする。

10 (2) 上記(1)前段の規定に基づいて譲渡担保権者が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であって、上記(1)後段の規定による差押えの後に対抗要件が具備されたものに優先するものとする。

15 (3) 譲渡担保権の目的である財産について、その譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は他の譲渡担保権を有する者（以下この(3)において「劣後担保権者」という。）は、その順位により、譲渡担保権設定者が支払を受けるべき帰属清算金、処分清算金又は債権譲渡担保権者が譲渡担保債権について受けた給付の価額と被担保債権の額の差額に相当する金銭若しくは残額に対しても、その権利を行使することができるものとする。この場合においては、劣後担保権者は、その払渡し前に差押えをしなければならないものとする。

(説明)

20 本文(1)から(3)までについては、いずれも部会資料 37-1、第 2、7 から実質的な変更はない。

25 なお、本文(2)の規律は、物的に編成された登記又は登録をすることができる財産（登録自動車等）についても、同様に適用されるものとしている。物的に編成された登記登録制度の下においては、譲渡担保権と譲渡担保権設定者による譲渡担保財産の売却や滅失等により生じた債権を目的とする担保権とが競合した場合について、動産一般の場合とは異なり、当該財産について登記登録を備えた時を基準とするとの規律もあり得ると考えられる。しかし、物的に編成された登記登録の制度の下でも、譲渡担保権が設定された場合の登記登録は、譲渡担保権設定者から譲渡担保権者への所有権等の権利の移転が示されるにすぎず、移転原因として「譲渡担保契約」と記載されることがあり得るとしても、譲渡担保権の30 実行が終了しているか否かが登記登録上反映されないなど、その公示の内容は、その財産について効力が及ぶ旨が明確に公示されている抵当権などとは異なるものと考えられる。そうすると、譲渡担保権の効力が、譲渡担保権設定者による譲渡担保財産の売却等によって生ずる債権にも及ぶことがその登記・登録によって公示されていると考えることはできないことから、本文(2)の規律は、物的に編成された登記登録をすることができる財産につ35 いても、同様に扱うものとしている。

40 なお、本規律は動産の所有権留保についても同様に適用される規律であるところ、所有権留保の場合は、一般的に、代金完済まで売主に動産の登記登録名義が残されることになる。そうすると、譲渡担保権と同様に、留保所有権についても、その効力が、目的物である動産の売却等によって生ずる債権にも及ぶことが公示されているとはいえない。

9-8 物上保証人の求償権

他人の債務を担保するため譲渡担保契約を締結した譲渡担保権設定者は、その債務を弁済し、又は譲渡担保権の実行によって譲渡担保財産を失ったときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

(説明)

部会資料 37-1 の第 2、8 から変更はない。

10-9 根譲渡担保契約の効力

(1) 不特定の債権を担保するための譲渡担保契約

譲渡担保契約は、債務者との間に生ずる不特定の債権を担保するためにも締結することができるものとする。

(2) 根譲渡担保権の被担保債権の範囲

ア 上記(1)の債権を担保するために締結された譲渡担保契約（以下「根譲渡担保契約」という。）に基づく譲渡担保権（以下「根譲渡担保権」という。）を有する者（以下「根譲渡担保権者」という。）は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、その根譲渡担保権を行使することができるものとする。ただし、当事者は、根譲渡担保契約において被担保債権の範囲又は極度額（根譲渡担保権を行使することができる被担保債権の上限の額をいう。以下同じ。）を定めることができるものとする。

イ 債務者との取引によらないで取得する手形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権を根譲渡担保権の被担保債権とした場合において、次に掲げる事由があったときは、その前に取得したものについてのみ、その根譲渡担保権権利を行使することができるものとする。ただし、その後取得したものであっても、その事由を知らないで取得したものについては、これを行することを妨げないものとする。

(ア) 債務者の支払の停止

(イ) 債務者についての破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て

(ウ) 譲渡担保財産に対する強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え又は滞納処分による差押え

(3) 根譲渡担保権の被担保債権の債務者及び範囲の変更

ア 元本の確定前においては、根譲渡担保権の被担保債権の債務者の変更をすることができるものとする。被担保債権の範囲を定めた場合における当該範囲の変更についても、同様とする。

イ 根譲渡担保権の極度額の定めがない場合における上記アの債務者の変更は、根譲渡担保権に劣後する譲渡担保権を有する者その他の利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができないものとする。

(4) 根譲渡担保権の極度額の変更

根譲渡担保権の極度額の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができないものとする。

(5) 根譲渡担保権の元本確定期日の定め

ア 根譲渡担保権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め又は変更することができるものとする。

イ アの定め又は変更をするには、根譲渡担保権に劣後する譲渡担保権を有する者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。上記(3)イの規定は、アの場合について準用するものとする。

ウ 上記アの期日は、これを定め又は変更した日から5年以内でなければならないものとする。

(6) 根譲渡担保権の被担保債権の譲渡等

ア 元本の確定前に根譲渡担保権者から債権を取得した者は、その債権について根譲渡担保権を行使することができないものとする。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、同様とするものとする。

イ 元本の確定前に債務の引受けがあったときは、根譲渡担保権者は、引受人の債務について、その根譲渡担保権を行使することができないものとする。

ウ 元本の確定前に免責的債務引受があった場合における債権者は、民法第472条の4第1項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を引受人が負担する債務に移すことができないものとする。

エ 元本の確定前に債権者の交替による更改があった場合における更改前の債権者は、民法第518条第1項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を更改後の債務に移すことができないものとする。元本の確定前に債務者の交替による更改があった場合における債権者も、同様とするものとする。

(7) 根譲渡担保権者又は債務者の合併

ア 元本の確定前に根譲渡担保権者について合併があったときは、当該根譲渡担保権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に取得する債権を担保するものとする。

イ 元本の確定前にその債務者について合併があったときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に負担する債務を担保するものとする。

ウ 上記ア又はイの場合には、根譲渡担保契約における譲渡担保権設定者（以下「根譲渡担保権設定者」という。）は、担保すべき元本の確定を請求することができるものとする。ただし、上記イの場合において、その債務者が根譲渡担保権設定者であるときは、この限りでないものとする。

エ 上記ウの規定による請求があったときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したものとみなすものとする。

オ 上記ウの規定による請求は、根譲渡担保権設定者が合併のあったことを知った日から2週間を経過したときは、することができないものとする。合併の日から1月を経過したときも、同様とするものとする。

(8) 根譲渡担保権者又は債務者の会社分割

ア 元本の確定前に根譲渡担保権者を分割をする会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を

当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保するものとする。

イ 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保するものとする。

ウ 上記(7)ウからオまでの規定は、上記ア又はイの場合について準用するものとする。

(9) 根譲渡担保権の譲渡

ア 元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権（極度額の定めがあるものに限る。イ及び後記(10)において同じ。）を譲り渡すことができるものとする。

イ 根譲渡担保権者は、その根譲渡担保権を二個の権利に分割して、その一方を前項の規定により譲り渡すことができるものとする。この場合において、その根譲渡担保権を目的とする権利は、譲り渡した根譲渡担保権について消滅するものとする。

ウ 前項の規定による譲渡をするには、分割する権利を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならないものとする。

(10) 根譲渡担保権の一部譲渡

元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権の一部譲渡（譲渡人が譲受人と根譲渡担保権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すことをいう。）をすることができるものとする。

(11) 根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡の対抗要件

ア 根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「特例法」という。）の定めるところに従いその登記をしなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

イ 債権を目的とする根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、当該譲渡又は一部譲渡及びその譲渡又は一部譲渡につき登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、これをもって当該債務者に対抗することができないものとする。

(12) 根譲渡担保権の共有

ア 根譲渡担保権の共有者は、それぞれその債権額の割合に応じて弁済を受けるものとする。ただし、元本の確定前に、これと異なる割合を定め、又はある者が他の者に先立って弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに従うものとする。

イ 根譲渡担保権の共有者は、他の共有者の同意を得て、上記(9)アの規定によりその権利を譲り渡すことができるものとする。

(13) 根譲渡担保権の元本の確定請求

ア 根譲渡担保権設定者は、根譲渡担保契約に基づく財産の譲渡の時から3年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができるものとする。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から2週間を経過することによって確定するものとする。

イ 根譲渡担保権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができるもの

とする。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定するものとする。
ウ ア及びイの規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しないものとする。

(14) 根譲渡担保権の元本の確定事由

ア 次に掲げる場合には、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定するものとする。

(ア) 根譲渡担保権者が譲渡担保財産について強制執行、担保権の実行としての競売又は前記 8-7(1)後段の規定による差押えを申し立てたとき。ただし、強制執行若しくは担保権の実行の手続の開始又は差押えがあったときに限る。

(イ) 根譲渡担保権者が譲渡担保財産に対して滞納処分による差押えをしたとき。

(ウ) 根譲渡担保権者が譲渡担保動産財産に対する強制執行（集合動産譲渡担保契約における第 4、1 の動産特定範囲に属する動産に対する強制執行を除く。）若しくは担保権の実行としての競売による差押えの手続の開始若しくは譲渡担保財産に対する滞納処分による差押えがあったことを知った時から 2+週間を経過したとき又は譲渡担保動産財産に対する強制執行若しくは担保権の実行としての競売の手続について配当要求をしたとき。

(エ) 根譲渡担保権者が帰属清算の通知等又は処分清算譲渡をしたとき。

(オ) 後順位の動産譲渡担保権者（根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者に限る。）が先順位の動産譲渡担保権者の全員の同意を得て帰属清算の通知等又は処分清算譲渡をしたとき。

(カ) 第 4、1 の特定範囲所属動産を一体として目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が根譲渡担保権設定者に対して第 8、1(1)帰属清算の通知等又は処分清算譲渡をしようとするときにおける集合動産譲渡担保権設定者に対する事前の通知をしたとき。

(キ) 債権を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第 9、1(1)前段の規定により被担保債権の不履行があった場合に譲渡担保債権に係る債務の履行を請求したとき。

(ク) 根譲渡担保権者が譲渡担保動産（~~集合動産譲渡担保契約における第 4、1 の動産特定範囲に属する動産を含む。~~）について第 13、3(1)の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、引渡命令が発せられたときに限る。

(ケ) 根譲渡担保権者又は債務者について相続が開始したとき。

(コ) 債務者又は根譲渡担保契約における根譲渡担保権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。

イ 上記ア（ウ）の強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押えの手続の開始若しくは滞納処分による差押え、同（カ）の通知、同（ク）の引渡命令又は同（コ）の破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかったものとみなす。ただし、元本が確定したのものとしてその根譲渡担保権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでない。

(説明)

1 本文(2)及び(3)について

部会資料 37-1 では、根譲渡担保権の被担保債権の範囲の定めが必要的ではないことか

ら、当該定めやその変更に関する規定を設けていなかった。もっとも、実務上、被担保債権の範囲を限定する場合もあると考えられることから、本文(2)及び(3)では、被担保債権の範囲を任意に定めた場合における規律を設けることとしている。なお、被担保債権の範囲の変更については、後順位譲渡担保権者等の利害関係人の保護を図るため、当該利害関係人の承諾を得ることを要件としている。

2 本文(5)について

根譲渡担保権の元本確定期日の定めは、根譲渡担保権設定者が長期にわたる拘束を免れるとともに、元本確定期日までは設定者による元本確定請求をできなくすることにより根譲渡担保権者の地位を安定させることを趣旨とするものであり、主に当事者の便宜を図るための制度であると考えられることから、根抵当権と同様に、その定め又は変更について、後順位譲渡担保権者等の第三者の承諾を得る必要はないことを明らかにしている。

3 本文(11)について

部会では、根譲渡担保権の処分（全部譲渡、一部譲渡及び分割譲渡）について、登記によらない方法（例えば、占有改定の方法）による対抗要件具備の余地を認めるべきではないかとの意見もあった。しかし、取引安全を図る観点からは、根譲渡担保権の処分を登記により一元的に公示して権利関係を明確化することが望ましいと考えられる。そのため、対抗要件を登記に一元化する従前の提案を維持している。

4 本文(14)について

(1) (14)ア(ウ)について、部会では、差押えがあったことを知ってから1週間の経過で元本が確定するとすれば、第三者異議の訴えによって差押えが取り消されるまで長期間にわたって追加融資が受けられず設定者の事業継続が困難となるおそれがあることから、根譲渡担保については極度額が設定されない場合もあり得ることを踏まえ、遅滞なく第三者異議訴訟を提起した場合には元本を確定させずにその時点での被担保債権額によって剰余の有無を判断することや、担保権者の利益も考慮して剰余の有無にかかわらず第三者異議の訴えを認めることも考えられるのではないかとの意見があった。

もっとも、民法398条の20第1項第3号において、根抵当権者が抵当不動産に対する競売手続開始を知った時から2週間の経過を元本確定事由とした趣旨は、①他の債権者が強制換価手続をとった段階においてもなお根抵当権者の抵当不動産の交換価値に対する支配権の絶対性を認めることは根抵当権をあまりに強大なものにすることとなり相当でなく、むしろこれを当該不動産の個別破産と観念してその時点における各自の権利状態に基づいてのみ各自の権利行使を認める方が適切であること、②競売手続との関係でもいつまでも元本が確定しないと無剰余取消し又は超過売却の規律の適用の関係において実務上困難な問題が生ずることにあるとされている(清水湛「新根抵当法の逐条解説(中)」金融法務事情619号48、49頁)。動産譲渡担保については、動産譲渡担保権者は配当要求をした場合に限り配当を受けられることから、無剰余取消し等が問題となる場面では常に配当要求又は一定期間の経過によって元本確定が生じていると考えられるため、上記②の趣旨は当てはまらないものの、上記①の趣旨は同様に当てはまると考えられる。また、元本を確定させずに現在の被担保債権額によって剰余の有無を判断する考え方については、元本未確定の根担保については根担保権者は極度額までの(極度額がない場合は無制限の)優先権を有していると考えられるため、それにもかかわらず剰余の有無

の判断に当たって極度額ではなく現在の被担保債権額を基準とすることが許容されるのか、疑問がある。さらに、剰余の有無にかかわらず第三者異議の訴えを認める考え方についても、高額の極度額を設定するか又は極度額を設けずに根動産譲渡担保契約を締結することによって、少額の融資をして差押禁止財産を作出することが可能となってしまうという問題が生ずる。加えて、元本確定によって事業継続が困難となるおそれがある点についても、無剰余であることが明らかな場合には、迅速に配当要求による無剰余判断を得て差押えを取り消し、元本確定を覆滅させることができると考えられるし、無剰余であることが明らかとまではいえない場合には、債務者と担保権者の協議を通じ、2週間以内に明らかに無剰余と判断される額まで追加融資をした上で、同様の方法によって迅速に元本確定を覆滅させることができると考えられ、これによって一定の対応は可能であると考えられる。

そこで、本文では、差押えから一定期間の経過によって元本が確定するとの考え方自体については、修正を加えていない。

- 2 (14ア (ウ) について、部会資料37-1 第2の9(14ア (ウ) では、差押えがあったことを知った時から1週間の経過によって元本が確定するとしていたところ、部会では、金融機関側からすれば追加融資の判断をするには1週間という期間は短すぎるのではないかと指摘があった。元本が確定している必要がある場面としては、剰余の有無を判断する場面及び配当を受ける場面が考えられるところ、これらの場面においては配当要求又は一定期間の経過によって既に元本が確定していると考えられるから、競り売り期日は原則として差押えの日から1週間以上1月以内の日とされていることを踏まえても(民事執行規則第114条第1項)、差押えがあったことを知った時から1週間の経過によって元本を確定させることは不可欠ではないと考えられる。そこで、本文では、根抵当権と同様に(民法第398条の20第1項第3号)、差押えがあったことを知った時から2週間の経過によって元本が確定することとしている。

11 適用除外【P】

(1) 譲渡担保権の処分及び順位の変更に関する規定は、動産譲渡登記又は債権譲渡登記をすることができない財産については適用しないものとする。

(2) 牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の対抗力や順位の特例に関する規定、集合動産譲渡担保権又は集合動産留保所有権に関する規定は、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産については適用しないものとする。

(説明)

部会資料40の第3、3と同様の規律である。前回部会においては、担保権の処分に関する一般的な規定は登記又は登録を要する個別の財産についても適用することとするのか、個別法で定めるのかといった指摘がされたところである。そうした点も含め、どのような財産についてどの規定を除外するかについては、法制的な観点も含め、更なる検討が必要と考えられることからPとしている。

第3 動産譲渡担保契約の効力

1 動産譲渡担保権の及ぶ範囲

動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者が動産譲渡担保契約の締結後にその動産の常用に供するために附属させた他の動産であつて動産譲渡担保権設定者の所有に属するものについても、動産譲渡担保権を行使することができるものとするものとする。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがある場合及び譲渡担保権設定者の行為について民法第424条第3項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りではないものとする。

(説明)

部会資料 37-1 の第3、1 から変更はない。

2 動産譲渡担保権者による果実の収取

動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があつたときは、譲渡担保動産の果実(収取されていないものに限る。)についても、動産譲渡担保権を行使することができるものとする。

(説明)

部会資料 37-1 の第3、2 から変更はない。

3 動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益

(1) 動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができるものとする。

(2) 動産譲渡担保権設定者は、善良な管理者の注意をもって、譲渡担保動産の使用及び収益をしなければならないものとする。

(説明)

部会資料 37-1 の第3、2 から変更はない。

4 妨害の停止の請求等

(1) 動産譲渡担保権設定者又は動産譲渡担保権者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができるものとする。

ア(1) 譲渡担保動産の使用又は収益を妨害されたとき第三者が妨害しているとき その第三者に対する妨害の停止の請求

イ(2) 譲渡担保動産の使用又は収益を妨害されるおそれがあるとき第三者が妨害するおそれがあるとき その第三者に対する妨害の予防の請求

ウ(3) 譲渡担保動産を動産譲渡担保権設定者以外の者が第三者が占有しているとき その者第三者に対する返還の請求

(2) 動産譲渡担保権者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

ア 第2、1に規定する権利の行使を妨害されたとき 妨害の停止の請求

イ 第2、1に規定する権利の行使を妨害されるおそれがあるとき 妨害の予防の請求

(説明)

1 本文(1) (動産譲渡担保権設定者による請求) について

本文(1)は、動産譲渡担保権設定者による妨害の停止等の請求を定めた規定であり、部
会資料 37-1 の第 3、4 に修正を加えたものである。

部会資料 37-1 の第 3、4 においては、民法第 605 条の 4 に倣って、「第三者」が使用
収益を妨害した場合の当該第三者に対する妨害の停止等の請求に関する規定を設けるこ
ととしていたが、動産譲渡担保権設定者による動産譲渡担保権者に対する妨害停止等の
請求の余地を否定する必要はないと考えられ（賃貸借契約の場合は、賃貸人に対しては
契約上の請求として妨害の停止等を求めることが可能であるのに対し、譲渡担保契約の
場合、当然に可能とはいえない。）、部会における議論も踏まえ、「第三者」の文言を削除
し、請求の相手方についての規定ぶりを中心に修正した。

2 本文(2) (動産譲渡担保権者による請求) について

部会資料 37-1 の第 3、4 においては、動産譲渡担保権者による妨害の停止等の請求に
ついて、動産譲渡担保権設定者と同様の規律としていた。しかし、動産譲渡担保権は、
動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産を使用収益することが認められている担保権であ
ることに加え、担保権の目的である動産は、不動産等とも異なり、場所の移動等が容易
に行われることによって、実行が困難なものとなりやすい性質のものであることをも考
慮して、部会における議論を踏まえ、動産譲渡担保権設定者とは別に、その規定を設け
るものである。

具体的には、抵当権に基づく妨害排除請求の判例を踏まえ、譲渡担保権についての優
先弁済権（第 2、1 で規定）の行使を妨害されたときや妨害されるおそれがある場合に
おいて、妨害の停止の請求等を行うことができることとしている。なお、動産譲渡担保
権者には、譲渡担保動産を直接占有する権限を有しないことからすると、第三者が譲渡
担保動産を占有する場合において、直ちに動産譲渡担保権者自身への返還請求を認める
のは相当でなく、本文(2)ウのような譲渡担保動産を占有する者に対する返還請求権につ
いては、規定を設けないこととしている。

5 牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権の対抗力

(1) 次に掲げる債務（その利息、違約金、権利の実行の費用及び債務の不履行によって生
じた損害の賠償を含む。後記 11において「牽連性のある金銭債務」という。）のみを担
保する動産譲渡担保権は、譲渡担保動産の引渡しがなくとも、これをもって第三者に対
抗することができるものとする。

ア 譲渡担保動産の代金債務

イ 譲渡担保動産の代金債務の債務者から委託を受けた者が当該代金債務を履行したこ
とによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務

(2) 上記(1)の場合には、第 2、6 並びに第 3、6 及び 9 から 11 までの規定の適用につい
ては、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡の時に民法第 183 条に規定する方法（以下「占
有改定」という。）以外の方法で当該動産の引渡しがあったものとみなす。

(説明)

部会資料 37-1 第 3、5 から実質的変更はない。

6-7 動産譲渡担保権の順位の変更

- (1) 動産譲渡担保権の順位は、各動産譲渡担保権者の合意によって変更することができるものとする。ただし、利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならないものとする。
- (2) 上記(1)の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じないものとする。

(説明)

部会資料 37-1 第 3、7 から変更はない。

7-8 動産譲渡担保権と先取特権との競合

- (1) 同一の動産について動産譲渡担保権と先取特権とが競合する場合には、動産譲渡担保権者は、民法第 330 条の規定による第 1 順位の先取特権者と同一の権利を有するものとする。
- (2) 上記(1)の場合において、動産譲渡担保権者が数人あるときは、各動産譲渡担保権者は、同項及び民法第 332 条の規定に従ってこれらの者が弁済を受けるべき金額の合計額について、第 3、5-6、6、8-9及び9-10の規定による順位に従って弁済を受けるものとする。

(説明)

部会資料 37-1 第 3、8 から実質的な変更はない。

なお、労働債権を有する者その他の一般債権者の保護の規律については、別途引き続き検討する予定であるため、この資料には記載していない。

8-9 動産譲渡担保権と動産質権との競合

同一の動産について動産譲渡担保権と動産質権とが競合する場合にときは、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡についての引渡しと動産質権の設定の前後によるものとする。

(説明)

部会資料 37-1 第 3、9 から実質的な変更はない。

9-10 占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例

- (1) 第 2、6 並びに第 3、5-6 及び 8-9 の規定にかかわらず、占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し (特例法第 3 条第 1 項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を含む。) を受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権 (動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき動産譲渡登記がされたものを含む。) 又は動産質権に劣後するものとする。

~~【P：占有改定劣後ルールの潜脱への対応については、改めて部会で取り上げる予定。】~~

- (2) 動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し (特例法第 3 条第 1 項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を除く。) を受けることにより対抗

要件を備えたものであっても、その後に動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産を現に所持して占有したときは、上記(1)の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなすものとする。

(説明)

5 部会資料 37-1 第 3、10 からの実質的な変更部分は、以下のとおりである。

1 本文(2)について

部会資料 35 第 6、1 では、占有改定劣後ルールの特脱への対応について、①これに対応する特別のルールを設けない案 (【案 6.1.1】)、②占有改定以外の方法により対抗要件を具備した場合であっても、設定者が譲渡担保動産を直接占有するに至った場合には占有改定の方法により対抗要件を具備したものとみなす案 (【案 6.1.2】) 及び③動産譲渡担保権等の順位についての信頼保護ルールを設けることで対応する案 (【案 6.1.3】) の 3 案を提案し、部会では様々な意見があった。本文(2)は、このうち部会資料 35 の【案 6.1.2】(隅付き括弧内の前段の案)を採用するものである。

部会では、特別のルールを設けない案 (【案 6.1.1】) を支持する意見もあったものの、特別のルールを設けることを支持する意見が多数であったため、これは採用していない。また、占有改定劣後ルールの趣旨は、譲渡担保取引の安全を図るため、動産譲渡担保権の設定の事実が外形上明らかとならない占有状態、すなわち占有改定により対抗要件を具備した動産譲渡担保権を劣後させることにあり、その優劣を決するに当たり当事者の主観的事情は考慮しないことが前提とされていた。そうすると、動産譲渡担保権の順位が主観的要素により左右される部会資料 35 の【案 6.1.3】は、譲渡担保取引の不確実性を高めるものであり、上記占有改定劣後ルールの趣旨に沿わないように思われるため、採用していない。

部会資料 35 の【案 6.1.2】は、いったん設定者が目的である動産を直接占有することとなったときは、一律に占有改定の方法により対抗要件を具備したものとみなす案 (隅付き括弧内の前段の案) と、競合する他のいずれかの約定動産担保権の対抗要件具備 (占有改定の方法による場合を除く。) の時に目的である動産を設定者が直接占有していたときに限って占有改定の方法により対抗要件を具備したものとみなす案 (隅付き括弧内の後段の案) があり得る。もっとも、隅付き括弧内の後段の案の案は、順位を決める上で約定動産担保権の対抗要件具備時と譲渡担保動産の設定者の直接占有の時点との前後が問題となり、取引の不確実性が高まるように思われる。そのため、目的である動産の客観的な占有状態のみを考慮する隅付き括弧内の前段の案が上記占有改定劣後ルールの趣旨に適合すると考えられる。また、この案を採ったとしても、動産譲渡担保権者においては譲渡登記による順位保全の手段が確保されており、不当な結論にはならない。そのため、本文(2)は、【案 6.1.2】のうち、隅付き括弧内の前段の案を採用している。

(参考：部会資料 35 第 6、1)

【案 6.1.1】(占有改定劣後ルールの特脱に対応する特別のルールを設けない案)

同一の動産についていずれも占有改定以外の方法により対抗要件を具備した動産譲渡担保権等と他の約定動産担保権が競合する場合には、その順位は、対抗要件具備時の前後による。

【案 6.1.2】(占有改定劣後ルールの特脱に対応する特別のルールを設ける案)

動産譲渡担保権等が占有改定以外の方法（動産譲渡登記を除く。）により対抗要件を具備した場合であっても、【その後設定者が目的である動産を直接占有することとなったとき／競合する他のいずれかの約定動産担保権の対抗要件具備（占有改定の方法による場合を除く。）の時に目的である動産を設定者が直接占有していたとき】は、当該動産譲渡担保権等は、占有改定の方法により対抗要件を具備したものとみなして、占有改定劣後ルール（占有改定の方法により対抗要件を具備した動産譲渡担保権等を、占有改定以外の方法により対抗要件を具備した約定動産担保権に劣後させるルール）を適用する。

【案 6.1.3】（動産譲渡担保権等の順位についての信頼保護ルールを設けることで対応する案）

- (1) 同一の動産についていずれも占有改定以外の方法により対抗要件を具備した動産譲渡担保権等と他の約定動産担保権が競合する場合には、その順位は、対抗要件具備時の前後による。
- (2) (1)にかかわらず、同一の動産について、占有改定以外の方法（動産譲渡登記を除く。）により対抗要件を具備した動産譲渡担保権等と、占有改定以外の方法（動産譲渡登記を含む。）により対抗要件を具備した約定動産担保権が競合し、動産譲渡担保権等の対抗要件具備時が約定動産担保権の対抗要件具備時よりも先である場合において、約定動産担保権者が、その対抗要件具備時に約定動産担保権に優先する動産譲渡担保権等がないことを過失なく信じたときは、その者は、動産譲渡担保権等に優先する約定動産担保権を取得する。ただし、当該動産に質権が設定されていたときは、この限りでない。

1014 牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例

第2、6並びに第3、5-6及び7-8から9-10までの規定にかかわらず、牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権又は、動産質権又は先取特権に優先するものとする。ただし、動産譲渡担保権者が次に掲げる時のうち最も早いものより後に譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、この限りでないものとする。

- (1) 他の動産譲渡担保権（第4、1の特定範囲所属動産を目的とするものを除く。）の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定によるもの場合を除く。）を受けた時
- (2) 他の動産譲渡担保権（第4、1の特定範囲所属動産を目的とするものに限る。）の動産譲渡担保権者が第4、2の引渡し（占有改定によるもの場合を除く。）を受けた時又は譲渡担保動産が第4、1の動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時
- (3) 動産質権の設定時
- ~~(4) 民法第330条の規定による第一順位の先取特権の成立時~~

（説明）

部会資料 37-1 第3、11の(4)では、「民法第330条の規定による第一順位の先取特権の成立時」を時的限界として記載していたが、部会では、牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の特別の優先ルールの適用を受ける時的限界について、短期的に発生と消滅が生ずる可能性のある運輸の先取特権等の成立時を基準とするのは適当でないのではないかとの意見があった。短期的に発生と消滅が生ずる可能性のある第一順位の先取特権を時的限界の基準とするのは順位関係を不明確とするおそれがあること、法定担保物権である第一順位の先取特権を約定担保権である動産譲渡担保権と同様に保護する必然性はないと

考えられる（例えば、本文第10の(1)でも、第一順位の先取特権は、法定担保物権であることを理由に占有改定劣後ルール⁵の適用はない（占有改定の方法により対抗要件を具備した動産譲渡担保権に劣後する）ことを踏まえると、これを時的限界とする必要はないと考えられることから、本文ただし書ではこれを削除している。

1112 転動産譲渡担保

(1) ~~動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権は、を譲渡担保契約の目的とすることができるものとする。~~

(2) ~~(1)の規定による譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡権の設定~~（以下「転動産譲渡担保」という。）は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

~~(3) 動産譲渡担保権者が数人のために二以上の転動産譲渡担保をしたときは、これらの転動産譲渡担保の権利者の権利の順位は、登記の前後によるものとする。~~

~~(3)(4) 上記(1)の転動産譲渡担保場合には、民法第467条の規定に従い、当該転動産譲渡担保及びその転動産譲渡担保につき登記がされたことについて、当該転動産譲渡担保の譲渡人若しくは譲受人が動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に登記事項証明書転動産譲渡担保を交付して通知をし、又は当該債務者がこれを承諾しなければ、これをもって当該債務者、保証人、動産譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができないものとする。~~

~~(4)(5) 動産譲渡担保権の被担保債権の債務者が上記(3)(4)の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、転動産譲渡担保の譲受人権利者の承諾を得ないでした弁済は、当該譲受人者に対抗することができないものとする。~~

~~(5)(6) 上記(4)(5)の規定は、動産を目的とする根譲渡担保権の転動産譲渡担保をした場合において、根譲渡担保権の被担保債権の債務者が元本の確定前にした弁済については、適用しないものとする。~~

(説明)

部会資料 37-1 第3、12からの実質的変更部分は、以下のとおりである。

部会資料 37-1 第3、12の(3)では、二以上の転動産譲渡担保をした場合における権利の順位を登記の前後によることを明記していた。しかし、この資料の第2、6において、譲渡担保権の順位は対抗要件具備時の前後による旨の規定が設けられ、転動産譲渡担保についてもこの規定が適用されると、明文の規定がなくても、本文(2)と併せることにより、転動産譲渡担保権の順位は登記の前後によることになるから、これを削除している。

また、本文(3)について、部会資料 37-1 第3、12の(4)では、転動産譲渡担保の債務者等への対抗要件につき、民法第467条の規定による通知又は承諾としていたところ、部会では登記事項証明書の通知による対抗要件具備の余地が認められないかとの意見があった。ここにいう「民法第467条の規定による通知」は、具体的には転動産譲渡担保の譲渡人（動産譲渡担保権）による通知を指し、これは民法第467条第2項が定める「確定日付のある証書」による必要はなく、当該通知には登記事項証明書の交付による通知も含まれると考えられる（転抵当の場合と同様）。もっとも、これによると、転動産譲渡担保の譲受人が通知することにより対抗要件を具備する余地がないことになるが、これを認めた方が実務上

は便宜であると考えられる。また、債権譲渡担保権に関する順位の変更や根譲渡担保権の処分をする場合における債務者対抗要件は、当事者のいずれか一方による登記事項証明書の通知とされており（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第4条第2項も参照）、これと平仄を合わせた方が分かりやすく望ましいと考えられる。

そこで、本文(3)では、「転動産譲渡担保及びその転動産譲渡担保につき登記がされたことについて、当該転動産譲渡担保の譲渡人若しくは譲受人が当該動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾したことを債務者等に対する対抗要件としている。

12 動産譲渡担保権と抵当権との競合

(1) 同一の登録自動車について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、登録の前後による。

(2) 同一の農業用動産について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく農業用動産の譲渡についての引渡しと抵当権の登記の前後による。【P】

(3) (2)の規定にかかわらず、占有改定で農業用動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、抵当権に劣後するものとする。

(説明)

部会資料40の第3、2から実質的変更はない。同資料においては、農業用動産の動産譲渡担保権の引渡しについて、「占有改定による場合を除く。」としていたが、占有改定による場合の競合の規定がなかったことから、これを(3)において記載したものである。

第4 集合動産譲渡担保契約の効力

1 特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約

動産譲渡担保契約は、その種類とともに、及び所在場所の指定その他の事項を指定方法することにより、将来において属する動産をも含むものとして定められた範囲（以下「動産特定範囲」という。）によって特定された動産（動産特定範囲に将来において属するもの~~（以下「特定範囲加入動産」という。）を含む。~~以下「特定範囲所属動産」という。）を、一体として、その目的とすることができるものとする。

(説明)

集合動産譲渡担保契約における目的物の特定方法については、現行の登記上は、種類及び特質による方法と種類及び保管場所による方法が定められており（動産・債権譲渡登記規則第8条第1項）、今回の見直しに当たっては、種類を定めることに加え、種類以外の事項については任意の方法により動産を特定する事項を定めることとしている。これに対し、部会資料37-1の第4、1の表現では、種類についてもその他の方法の例示としているようにも読めたことから、これを見直し、動産特定範囲は、動産の種類を定めることに加え、所在場所その他の事項を指定することによって定めるという趣旨となるよう表現を改めた。

集合動産譲渡担保契約について、部会資料37-1の第4、1は、動産特定範囲に将来において属するものを含む旨の括弧書きを設けていたところ、部会においては、このような将来加入動産が予定されていない場合についても、規定上集合動産譲渡担保契約に該当し得

るのではないかとの指摘がされたことから、表現上の修正を行い、将来加入動産を含むものとして範囲が定められた場合に本規律が適用されるものとしている。

2 集合動産譲渡担保権についての対抗要件の特例

5 (1) 特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約（以下「集合動産譲渡担保契約」という。）における動産譲渡担保権者（以下「集合動産譲渡担保権者」という。）は、動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けたときは、当該動産特定範囲に将来において属する動産（以下「特定範囲加入動産」という。）特定範囲加入動産についても、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することを第三者に対抗
10 することができるものとする。

(2) 同一の動産について上記(1)の権利と他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保契約に基づくものを除く。）又は動産質権とが競合する場合において、(1)の権利に係る動産譲渡担保権当初設定者と他の動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権当初設定者又は動産質権を設定した者とが異なるときは、上記(1)の特定範囲加入動産についての第2、6並びに第3、6及び9から11までの規定の適用については、集合動産譲渡担保権者が上記(1)の引渡しを受けた時又は当該特定範囲加入動産が動産特定範囲に第4、1の動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時に引渡しを受けたものとみなすものとする。

(説明)

本文(2)は、部会資料35第6、2の規律を採用し、集合動産譲渡担保権と個別動産譲渡担保権又は動産質権が競合する場合において、それぞれの設定者が異なるときは、例外的に加入時説を採用することとしている。

部会では、次のケース（部会資料35第6、2の（説明）に記載したケース）について、Dの担保権をBの担保権に優先させるという結論に異論はなかった。

- 25 ① Aを設定者、Bを譲渡担保権者として甲倉庫に集合動産譲渡担保権を設定し、動産譲渡登記によって対抗要件を備えた。
- ② Cを設定者、Dを譲渡担保権者として、乙機械に（個別）動産譲渡担保権を設定し、動産譲渡登記によって対抗要件を備えた。
- ③ Cが乙機械を動産譲渡担保権の負担付きでAに真正譲渡した。
- ④ Aは、乙機械を甲倉庫に搬入した。

30 上記ケースについて、部会では、Dの担保権とBの担保権は実体法上競合しないのではないかとの意見もあった。しかし、抵当権の設定後に設定者が抵当権の負担付きで目的不動産を譲渡し、その後に譲渡を受けた者が当該不動産に抵当権を設定した場合には、両抵当権は競合するものとされている。譲渡担保権についても同一の財産権について重複して設定できることが前提とされており、その設定者が異なることをもって競合が生じないとする理由はないと考えられる（上記ケースでは、競合する一方の担保権が個別動産譲渡担保権であり、他方の担保権が集合動産譲渡担保権である点に特色がある。しかし、同一の動産について個別動産譲渡担保権と集合動産譲渡担保権が競合し得ることは、これまでも所与の前提として議論がされており、設定者が異なる場合にのみ異なる結論を採る理由はないように思われる。）。そのため、上記ケースでは、Dの担保権とBの担保権は実体法上の競合が生じているものと考えられ、前記結論を導くためには優劣に関する特別の規定が
40

必要となる。そこで、本文(2)では、集合動産譲渡担保権の設定者と競合する他の動産担保権の設定者とが異なる場合には、例外的に加入時説を採用し、具体的には、特定範囲加入動産について、集合動産譲渡担保権の対抗要件具備時又は動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時に引渡しを受けたものとみなすこととしている。

5

3 集合動産譲渡担保権設定者による特定範囲所属動産の処分

(1) 集合動産譲渡担保契約における動産譲渡担保権設定者（以下「集合動産譲渡担保権設定者」という。）は、特定範囲所属動産の処分をすることができるものとする。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知ってしたとき処分は、処分その効力を生じないものとする。

10

(2) 上記(1)本文にかかわらず、集合動産譲渡担保契約における別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(3) 集合動産譲渡担保権設定者が、(1)ただし書に定める処分をし、又は上記(2)の別段の定めによる集合動産譲渡担保権設定者の処分権限の範囲（以下「権限範囲」という。）を超えて集合動産譲渡担保権者が動産特定範囲に属する動産の処分をした場合において、平穩に、かつ、公然と当該動産の占有を始めた当該その処分の相手方は、善意であるときは、集合動産譲渡担保権設定者の処分権限につき善意であったときは、その動産についての権利を取得するものとする。

15

(4) 集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知って特定範囲所属動産の処分をするおそれがあるとき、又は権限範囲を超えて特定範囲所属動産の処分をするおそれがあるときは、集合動産譲渡担保権者は、その予防を請求することができる。

20

(説明)

部会資料 37-1 の第4の3(1)から(4)までのうち、(3)を除き実質的な変更はない。

25

集合動産譲渡担保権者を害することを知って処分がされた場合の処分の相手方の保護については、部会において、相手方の処分権限の信頼を保護すべきであるという点については、契約で定めた処分権限の範囲を超えて処分がされた場合と同様ではないかという指摘がされたところである。本文(3)は、このような指摘を踏まえ、本文(1)ただし書に該当する処分についても、同様に処分の相手方の保護要件を善意で足りるものとして、取引保護を図ることとしている。

30

なお、部会においては、本文(3)の第三者保護の性質について、即時取得を根拠とするものか、内部的な処分権限の制限の対抗を根拠とするかについて明確にしない方法もあり得るのではないかと指摘もされていたところである。しかし、いずれにの性質によるかによって保護の要件が異なり得るところであり、本文(3)は、権限のない者による動産の処分については即時取得の規定の適用があるものとして、従前の部会資料に沿って即時取得の規定の適用を前提とした記載としている。

35

4 補充義務

集合動産譲渡担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、動産特定範囲に属する動産の補充その他の方法によって、特定範囲所属動産の総体としての価値を、集合動産譲渡

40

~~担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することのないように維持しなければならない。の売却その他の事由によって特定範囲所属動産の総体としての価値が減少したときは、その価値が相当なものとなるよう動産特定範囲に属する動産を補充しなければならないものとする。~~

5 (説明)

部会資料 37-1 の第 4、4 の補充義務につき規律の修正を行った。

部会においては、補充義務に関する何らかの規定を設けるとしても、目的物が減少したときに一律に補充義務が課されるべきではなく、一定の幅のある柔軟性のあるものとするべきであり、このような点も踏まえてミニマムとしてどのような義務を規律するかを検討する必要があること、また、その際の規律方法としては、設定者の処分権限の規律（「害することを知っていた」という表現）を意識した規律とすべきではないか等の様々な意見が出された。

本文の規律は、中間試案において提案した担保価値維持義務の規律方法を参考に、義務の内容を集合動産の価値を維持することを中心に据え、補充は価値の維持のための手段として位置づけている。「集合動産譲渡担保権者を害しないと認められる範囲」を超えて減少したか否かは評価的な規範であり、目的物の性質や契約内容、設定者の予定されている事業の内容等を踏まえて個別に判断されることになると考えられる。

また、この範囲を超えて価値が減少した場合であっても、正当な理由がある場合（例えば、合理的な経営判断に基づく事業の縮小に伴って担保の目的である在庫の価値が減少する場合などが考えられる。）にはその義務を課するのは相当ではなく、中間試案における規律と同様に、除外規定を設けている。

なお、本文の規律については法制的な観点から更なる修正が必要となる可能性がある。

5 集合動産譲渡担保権に基づく物上代位等

25 第 2、7 にかかわらず、集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保権設定者が 4 の義務（補充義務）を履行することができる間、特定範囲所属動産の売却、滅失又は損傷によって集合譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対し、集合動産譲渡担保権を行使することができないものとする。ただし、集合譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知っていた行為又は権限範囲を超えてした行為によって受けるべき金銭その他の物に対しては、この限りでないものとする。

30 (説明)

部会資料 37-1 の第 4、5 から変更はない。

6 動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐害行為取消請求

35 集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合における民法第 424 条の 3 の規定の適用については、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなすものとする。

(説明)

部会資料 37-1 から変更はない。

第5 債権譲渡担保契約の効力

1 混同の特例

ある債権の債務者が~~債権譲渡担保権者として~~当該債権の譲渡担保債権として譲渡を受けた場合には、民法第520条本文の規定にかかわらず、当該譲渡担保債権は消滅しないものとする。

(説明)

部会資料37-1第5、1から実質的な変更はない。

~~2-5~~ 債権譲渡担保権の順位の変更

(1) 債権譲渡担保権の順位は、各債権譲渡担保者の合意によって変更することができるものとする。ただし、利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならないものとする。

(2) 上記(1)の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じないものとする。

(3) 上記(1)の規定による順位の変更は、当該順位の変更及びその順位の変更につき登記がされたことについて、いずれかの債権譲渡担保者が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、これをもって当該債務者に対抗することができないものとする。

(説明)

部会資料37-1第5、5から実質的な変更はない。

3 債権譲渡担保権と一般の先取特権との競合

同一の債権について債権譲渡担保権と一般の先取特権とが競合する場合には、当該債権譲渡担保権は、一般の先取特権に優先するものとする。ただし、共益の費用の先取特権は、その利益を受けた全ての債権譲渡担保権者に対して優先する効力を有するものとする。

(説明)

部会資料37-1第5、3から実質的な変更はない。なお、この規定で念頭に置いている先取特権は一般の先取特権であるから、これを明示することとしている。

4 債権譲渡担保権と債権を目的とする質権との競合

同一の債権について債権譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡又は質権の設定についての民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後によるものとする。

(説明)

部会資料37-1第5、4から実質的な変更はない。

~~5-6~~ 転債権譲渡担保

(1) 第3、12の規定は、債権譲渡担保権者がその債権譲渡担保権を譲渡担保契約の目的とした場合について準用するものとする。

(2) 上記(1)において準用する第3、12の規定による譲渡担保権の設定（以下この項におい

「転債権譲渡担保」という。)は、転債権譲渡担保及びその転債権譲渡担保につき特例法の定めるところに従い登記がされたことについて、上記(1)の譲渡担保契約の当事者の一方が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、これをもって当該債務者に対抗することができない。

5 (説明)

部会資料 37-1 第 5、6 から実質的変更はない。

6 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の対抗要件の特例

10 動産を一定の期間（以下「利用期間」という。）にわたり利用する権利（以下「動産利用権」という。）を債権譲渡担保契約の目的とする場合において、当該債権譲渡担保契約が、動産利用権の設定に係る対価の支払債務を担保するためにされたものであるときは、その債権譲渡担保権は、民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾がなくても、第三者に対抗することができるものとする。

(説明)

15 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権については、前回部会の議論を踏まえて更に検討する必要があると考えられるが、今回の部会資料においては、さしあたり、部会資料 40 の第 1、1 から 3 までの規律を、各該当箇所において記載している。本文の規律は、部会資料 40 の第 1、1 の対抗要件の特例に関する規律を記載したものである。

20 なお、部会資料 33 第 1 の 2(4)の推定規定については、部会資料 40 において削除することを提案していたところであり、今回の部会資料においては記載していない。

第 6 集合債権譲渡担保契約の効力

1 集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て

25 発生年月日の始期及び終期並びに債権発生原因の指定その他の方法により将来において属する債権をも含むものとして定められた範囲（以下「債権特定範囲」という。）によって特定された債権（以下「特定範囲所属債権」という。）を一括して目的とする債権譲渡担保契約（以下「集合債権譲渡担保契約」という。）において、その債権譲渡担保権設定者（以下「集合債権譲渡担保権設定者」という。）が債権特定範囲に属する債権の取立てをすることができる旨の定めがあるときは、当該集合債権譲渡担保権設定者は、当該債権特定範囲
30 に属する債権を取り立てることができるものとする。

(説明)

部会資料 35 の【案 1.2】について異論が見られなかったことから、これを基本とした規律としている。

35 特定範囲については、集合動産譲渡担保契約と同様に将来債権を含むものとして範囲が定められた場合について本規律が適用されることとしている。

部会資料 35 の【案 1.2】では、「その取り立てた金銭を債権譲渡担保権者に引き渡すことを要しない旨」の合意があることを要するか否かについて、隅付き括弧としていた。この点については、部会においては、委任によって担保権者のために取り立てることが前提とされている場合には必要な要件であるが、そうでないのであれば不要ではないかといった意見があったところである。集合債権譲渡担保契約においては、設定者が事業を継続する中で債権

を回収し、回収した金銭を事業に利用することが前提とされ、そのような前提の上で取立権限が認められていると考えられることから、本文の規律では、隅付き括弧の要件は記載しないこととしている。

部会資料 35 の【案 1.2】については、債権譲渡担保契約の締結の際に設定者の取立権限の債務不履行前の喪失事由を定めることができるか否かが部会において議論された。この点については、設定者に取立権限を認めることとした制度の趣旨に照らして、当該喪失事由が合理性を有するか否かを個別に検討する必要があると考えられるが、少なくとも期限の利益喪失事由をもって取立権限の喪失事由とする特約については、期限の利益喪失事由がある場合は被担保債権の不履行がある場合と実質的に同視できること、本来、期限の利益を喪失する場合でも、これを喪失させず、取立権限のみを失わせるにとどめることは設定者の利益にもなることであると考えられることからすると、有効なものと考えられる。

2 補充義務の規定等の準用

集合債権譲渡担保契約について、第 4、4（集合動産譲渡担保契約における補充義務）及び第 4、6（動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐害行為取消請求）は、集合債権譲渡担保契約について準用するものとする。

(説明)

部会資料 37-1 から変更はない。

第 7 動産譲渡担保権の実行

1 動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当するに至ったときは、動産譲渡担保権の被担保債権は、その時（以下「帰属清算時」という。）における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。

ア 被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権設定者に対して次に掲げる事項の通知（以下「帰属清算の通知」という。）をしたこと。

（ア） 譲渡担保動産をもって被担保債権の弁済に充てること。

（イ） 帰属清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

（ウ） 帰属清算時における被担保債権の額

イ 帰属清算の通知の日から 2 週間を経過したこと又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこと。

ウ 帰属清算の通知の後上記イに該当するに至るまでの間に当該動産譲渡担保権について次に掲げる命令（以下このウ及び後記 2(1)ウにおいて「中止の命令等」という。）が発せられたときは、当該中止の命令等が効力を失ったこと。

（ア） 民事再生法第 31 条第 1 項の規定による中止の命令

（イ） 会社更生法第 24 条第 1 項の規定による中止の命令

（ウ） 会社更生法第 25 条第 1 項の規定による禁止の命令

（エ） 会社法第 516 条の規定による中止の命令

（オ） 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（以下「承認援助法」という。）第 27 条第 1 項の規定による中止の命令動産譲渡担保権の被担保債権について不履行

5 ~~があった場合において、動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権設定者に対して次に掲げる事項の通知（以下「帰属清算の通知」という。）をし、かつ、帰属清算の通知の日から二週間を経過し又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けるときは、被担保債権は、その時（帰属清算の通知の後その時までの間に当該動産譲渡担保権について民事再生法第 31 条第 1 項の規定による中止の命令が発せられた場合にあつては、その時又は当該中止の命令が効力を失った時のいずれか遅い時。以下「帰属清算時」という。）における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。~~

10 ~~ア 譲渡担保動産をもって被担保債権の弁済に充てること。~~

10 ~~イ 帰属清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠~~

10 ~~ウ 帰属清算時における被担保債権の額~~

(2) 上記(1)~~ア~~ (イ) ~~イ~~の譲渡担保動産の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないものとする。

15 (3) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者（動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡する者をいう。以下同じ。）から譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者である 場合とき（動産譲渡担保権者がその譲渡を承諾していた 場合ときを除く。）においては、動産譲渡担保権者が、当該動産譲渡担保権当初設定者に対して、~~帰属清算の通知をしたときは、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権設定者に対して帰属清算の通知をしたものとみなす~~ をすることができるものとする。

20 (4) 動産譲渡担保権者は、帰属清算時における譲渡担保動産の価額が帰属清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下「帰属清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者から譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者がその譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者に対抗することができるものとする。

25 (5) 民法第 533 条の規定は、帰属清算金の支払の債務（上記(1)~~ア~~ (イ) ~~イ~~の見積価額が同 (ウ) の被担保債権の額を超える場合のその差額が帰属清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用するものとする。

(説明)

1 (1)について

35 帰属清算方式による実行の効果が発生する要件を明確化するとともに、一文が長くなりすぎることを避ける観点から、表現ぶりを改めているものの、後記の点を除き、部会資料 37-2 第 7、1 (1)から実質的な変更はない。

40 部会資料 37-2 第 7、1 (1)では、民事再生法上の担保権実行手続中止命令についてのみ 2 週間の期間の完成を猶予する効果を与えることとしていた。もっとも、ここで担保権実行手続中止命令にそのような効果を与える趣旨は、帰属清算の通知後に担保権実行手続中止命令が発令された場合においてもなお 2 週間の経過による帰属清算方式の実行の効果の発

生が妨げられないとすれば、担保権の実行を中止するという担保権実行手続中止命令の目的が達成されないことにあるところ、このような趣旨は民事再生法以外の法律の規定による担保権実行手続中止命令及び会社更生法上の包括的禁止命令にも当てはまる。そこで、本文(1)ウでは、会社更生法、会社法及び承認援助法上の担保権実行手続中止命令並びに会社更生法上の包括的禁止命令についても、2週間の期間の完成を猶予する効果を与えることとしている。

2 (3)について

動産譲渡担保権当初設定者に対する通知によって帰属清算の通知の効果が発生することを明確化する観点から、表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第7、1(3)から実質的な変更はない。

2 動産譲渡担保権の処分清算方式による実行

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当するに至ったときは、動産譲渡担保権の被担保債権は、その時（以下「処分清算時」という。）における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。

ア 動産譲渡担保権者が被担保債権について不履行があった後に譲渡担保動産を第三者に譲渡したこと。

イ 後記(2)の通知の日から2週間を経過したこと又は当該動産譲渡担保権者若しくは当該第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこと。

ウ 上記アの譲渡（以下「処分清算譲渡」という。）の後上記イに該当するに至るまでの間に当該動産譲渡担保権について中止の命令等が発せられたときは、当該中止の命令等が効力を失ったこと。動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が譲渡担保動産を第三者に譲渡し、かつ、後記(2)の通知の日から二週間を経過し又は当該動産譲渡担保権者若しくは当該第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、被担保債権は、その時（当該譲渡の後その時までの間に当該動産譲渡担保権について民事再生法第31条第1項の規定による中止の命令が発せられた場合にあつては、その時又は当該中止の命令が効力を失った時のいずれか遅い時。以下「処分清算時」という。）における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。

(2) 動産譲渡担保権者は、~~上記(1)の譲渡（以下「処分清算譲渡」という。）~~をしたときは、遅滞なく、動産譲渡担保権設定者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

ア 処分清算譲渡をしたこと。

イ 処分清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

ウ 処分清算時における被担保債権の額

(3) 上記(2)イの譲渡担保動産の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないものとする。

(4) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者から譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者である場合とき（動産譲渡担保権者がその譲渡を承諾していた場合ときを除く。）においては、動産譲渡担保権者がは、当該動産譲渡担保権当初設定者に対し

ても、上記(2)の通知をしたときは、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権設定者に対して上記(2)の通知をしたものとみなすことができるものとする。

5 (5) 動産譲渡担保権者は、処分清算時における譲渡担保動産の価額が処分清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下「処分清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者から譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者がその譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者に対抗することができるものとする。

10 (6) 民法第 533 条の規定は、処分清算金の支払の債務（上記(2)イの見積価額が同ウの被担保債権の額を超える場合のその差額が処分清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。後記(7)において同じ。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用するものとする。

15 ~~(7) 動産譲渡担保権設定者は、処分清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができるものとする。~~

(説明)

1 (1)及び(4)について

(1)及び(4)については、第 7、1(1)及び(3)と同様の修正をしている。

20 2 (7)について

部会資料 37-2 第 7、2(7)では、「動産譲渡担保権設定者は、処分清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができる」との規定を設けることを提案していたところ、部会では、民法第 295 条の適用に任せることとし、規定を置かないことも考えられるとの意見があった。そこで、本文では、部会資料 37-2 第 7、2(7)において提案した規定は設けないこととしている。

3 後順位の動産譲渡担保権者による実行

30 (1) 後順位の動産譲渡担保権者（当該動産譲渡担保権者の動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者がいる場合における当該動産譲渡担保権者をいう。以下同じ。）がした帰属清算の通知又は処分清算譲渡は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者その先順位の動産譲渡担保権者（当該動産譲渡担保権者の動産譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者がいる場合における当該動産譲渡担保権者（その動産譲渡担保権を目的とする転動産譲渡担保の譲受人が取得した権利を有する者を含む。）をいう。以下同じ。）の全員の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

35 (2) 後順位の動産譲渡担保権者が上記(1)その先順位の動産譲渡担保権者の全員の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合においてときは、上記 1(1)アからウまで又は上記 2(1)アからウまでのいずれにも該当するに至ったときは、各動産譲渡担保権の被担保債権は、その順位に従って、帰属清算時又は処分清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。

(3) 上記(2)に規定する場合において、各動産譲渡担保権の被担保債権の消滅すべき順位又は額について当該各動産譲渡担保権を有する全ての動産譲渡担保権者（動産譲渡担保権を目的とする転動産譲渡担保の譲受人が取得した権利を有する者を含む。）間に合意が成立し、かつ、後順位の動産譲渡担保権者が帰属清算時又は処分清算時以前に債務者及び動産譲渡担保権設定者に対してその合意の内容を通知したときは、上記1(1)又は上記2(1)の規定にかかわらず、各動産譲渡担保権の被担保債権は、その合意された順位又は額に従って消滅するものとする。

(4) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者から譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者である場合とき（動産譲渡担保権者がその譲渡を承諾していた場合ときを除く。）においては、動産譲渡担保権者がは、当該動産譲渡担保権当初設定者に対しても、上記(3)の通知をしたときは、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権設定者に対して上記(3)の通知をしたものとみなすをすることができるものとする。

(5) 上記(1)の同意をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権の被担保債権で確定期限の到来していないものは、上記1(1)、上記2(1)又は上記(3)の規定の適用については、弁済期が到来したものとみなすものとする。

(6) 上記(5)の被担保債権が無利息であるときは、帰属清算時又は処分清算時から期限までの帰属清算時又は処分清算時における法定利率による利息との合算額がその被担保債権の額となるべき元本額をその被担保債権の額とみなすものとする。

(説明)

(1)、(2)及び(4)について、表現ぶりを改めているものの、部会資料37-2第7、3から実質的な変更はない。

4 帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務

動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡に必要な行為をしようとするときは、動産譲渡担保権設定者は、これを拒むことができないものとする。

(説明)

部会資料37-2第7、4から変更はない。

5 動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知

(1) 動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき動産譲渡登記がされた動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があり、かつ、譲渡担保動産の引渡しを受けたとき（譲渡担保動産の引渡しに先立って帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合にあつては、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき）は、遅滞なく、その時にその動産譲渡登記の関連登記目録に記録されている他の動産譲渡登記又は所有権留保登記において動産譲渡担保権者又は留保売主等として登記されている全ての者（転譲渡担保権者が登記されている場合にあつては、当該転譲渡担保権者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(2) 上記(1)の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りるものとする。

(説明)

部会資料 37-2 第 7、5 から変更はない。

6 清算金の支払に関する処分の禁止

- 5 (1) 帰属清算金又は処分清算金の支払を目的とする債権については、帰属清算時又は処分清算時までには、譲渡その他の処分をすることができないものとする。
- (2) 帰属清算時又は処分清算時に帰属清算金又は処分清算金の支払の債務が弁済された場合には、その弁済をもって帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は動産譲渡担保権を有する者に対抗することができないものとする。
- 10

(説明)

部会資料 37-2 第 7、6 から変更はない。

第 8 集合動産譲渡担保権の実行

15 1 集合動産譲渡担保権の実行

- (1) 集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、あらかじめ、その旨を集合動産譲渡担保権設定者に通知しなければならないものとする。
- (2) 上記(1)の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権は、当該通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達した後に動産特定範囲（上記(1)の通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲をいう。以下この 1 において同じ。）に属するに至った動産には及ばないものとする。
- (3) 上記(1)の規定による通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達したときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、第 4、3(1)本文及び同(2)の規定にかかわらず、動産特定範囲に属する動産（上記(2)の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないものとする。
- (4) 上記(1)の規定による通知が到達した時に動産特定範囲に属していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該通知が到達した時に当該動産特定範囲に属していたものと推定するものとする。
- (5) 集合動産譲渡担保権者が、上記(1)の規定による通知において、動産特定範囲の一部を更に種類及び所在場所の指定その他の方法により特定し、その特定された部分に属する動産についてのみ帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとする旨を示したときは、上記(1)の規定による通知と上記(2)及び上記(3)の効力は、その特定された部分にのみ生ずるものとする。
- (6) 上記(2)の規定に反する特約は、無効とするものとする。
- 20
- 25
- 30
- 35

(説明)

表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第 8、1 から実質的な変更はない。

2 後順位の集合動産譲渡担保権者による実行

- (1) 複数の集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲が重複するときは、後順位の集合動産譲渡担保権者（その重複する部分につき当該集合動産譲渡担保権者の集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者がいる場合における当該集合動産譲渡担保権者をいう。後記(2)において同じ。）がした当該重複する部分に係る上記1(1)の規定による通知は、その重複する部分につき当該後順位の集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者その先順位の集合動産譲渡担保権者（その重複する部分につき当該集合動産譲渡担保権者の集合動産譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者がいる場合における当該集合動産譲渡担保権者（その集合動産譲渡担保権を目的とする動産譲渡担保の譲受人が取得した権利を有する者を含む。）をいう。後記(2)において同じ。）の全員の同意を得なければ、当該重複する部分については、その効力を生じないものとする。
- (2) 後順位の集合動産譲渡担保権者が上記(1)その先順位の集合動産譲渡担保権者の全員の同意を得て上記1(1)の規定による通知をした場合における同(2)の規定の適用については、同(2)中「劣後する」とあるのは、「優先し又は劣後する」とするものとする。

(説明)

表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第 8、2 から実質的な変更はない。

なお、後順位の集合動産譲渡担保権の動産特定範囲のうち優先する集合動産譲渡担保権の動産特定範囲と重複する部分と重複しない部分がある場合において、当該後順位の集合動産譲渡担保権者が上記1(1)の通知をしたときは、重複しない部分についてのみ固定化が生じ、重複する部分については固定化は生じないこととなる。本文(1)では、この点を明確化する観点から修正を加えている。

3 通知の撤回

- (1) 上記1(1)の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲に属する動産について帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間は、集合動産譲渡担保権設定者の承諾を得て、その通知を撤回することができるものとする。
- (2) 上記(1)の規定による上記1(1)の規定による通知の撤回は、その通知の到達の時に遡ってその効力を生ずるものとする。ただし、第三者の権利を害することはできないものとする。

(説明)

表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第 8、3 から実質的な変更はない。

なお、部会では、本文(1)について、帰属清算時まで上記1(1)の通知を撤回することができるものとするべきとの意見があった。もっとも、帰属清算の通知は上記1(1)の通知とは異なり帰属清算時までには直ちに何らかの法律効果を生じさせるものではないことからすれば、少なくとも、動産譲渡担保権者と動産譲渡担保権設定者の間に合意があり、特に利害関係人の利益を害することもない場合には、明文の規定がなくとも帰属清算の通知後帰属清算時までの間において帰属清算の通知を撤回することは可能であると考えられる。そうすると、帰属清算の通知後帰属清算時までの間は、そのようにして帰属清算の通知を撤回した

上で本文(1)に基づいて上記1(1)の通知を撤回することができると考えられることから、本文(1)については修正を加えていない。

4 動産特定範囲に属する動産に対する差押え等

(1) 動産特定範囲に属する動産について、担保権の実行としての競売若しくは滞納処分による差押え又は第13条第2(1)の規定による実行のための保全処分の決定（(1)イ又はウに掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものに限る。）若しくは第13条第3の規定による実行のための引渡命令の決定の執行があったときは、集合動産譲渡担保権~~（当該動産が複数の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する場合にあっては、各集合動産譲渡担保権）~~は、その後その動産特定範囲のうち当該差押え又は執行の場所として特定された部分に属するに至った動産には及ばないものとする。

(2) 上記(1)に規定する場合には、集合動産譲渡担保権設定者は、第4、3(1)本文及び同(2)の規定にかかわらず、動産特定範囲のうち上記(1)に規定する差押え又は執行の場所として特定された部分に属する動産（上記(1)の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないものとする。

(3) 動産特定範囲に属する動産につき強制執行又は民事執行法第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売による差押えがあった場合において、集合動産譲渡担保権者が配当要求をしたときは、当該集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に優先し又は劣後する集合動産譲渡担保権は、その配当要求の時よりも後に動産特定範囲（その配当要求をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲をいう。後記(4)において同じ。）のうち当該差押えの場所として特定された部分に属するに至った動産には及ばないものとする。

(4) 上記(3)に規定する場合において、集合動産譲渡担保権設定者が配当要求があったことを知ったときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、第4、3(1)本文及び同(2)の規定にかかわらず、動産特定範囲のうち上記(3)に規定する差押えの場所として特定された部分に属する動産（上記(3)の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないものとする。

(5) 上記(1)及び(4)の規定は、動産特定範囲に属する動産につき強制執行又は民事執行法第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売による差押えがあった場合において、当該動産について先取特権、質権又は動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）を有する者が配当要求をしたときについて準用するものとする。

~~(6)~~(5) 上記(1)、(3)若しくは(5)に規定する差押え又は上記(1)に規定する若しくは執行又は上記(3)に規定する差押えが取り消されたときは、上記(1)から上記~~(5)~~(4)までの規定の適用については、当該差押え又は執行はなかったものとみなすものとする。

(説明)

1 (1)及び(6)について

(1)及び(6)について、表現ぶりを改めているものの、部会資料37-2第8、4(1)及び(5)から実質的な変更はない。

2 (5)について

動産特定範囲に属する動産につき強制執行又は民事執行法第195条に規定する担保権の

実行としての競売の例による競売による差押えがあり、当該動産について先取特権、質権又は動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）を有する者が配当要求をした場合についても、本文(1)に規定する場合のうち動産特定範囲に属する動産について担保権の実行としての競売があった場合と実質的に異なるから、固定化を生じさせる必要があると考えられる。もっとも、設定者が処分権限を失う基準時については、配当要求の時点とすると処分権限の喪失を認識し得ない設定者及び設定者から処分を受ける第三者の利益が害されるおそれがあることから、本文(4)と同様に、設定者が配当要求があったことを知った時点とするのが相当である。そこで、本文(5)では、この場合に本文(1)及び(4)の規定を準用することとしている。

第9 債権譲渡担保権の実行

1 債権譲渡担保権者による債権の取立て等

- (1) 債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があったときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた給付の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。
- (2) 第三債務者は、債権譲渡担保契約による債権の譲渡について債権譲渡担保権設定者が民法第467条第1項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額に相当する金銭を支払うことを要しないものとする。
- (3) 上記(2)前段の場合において、被担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額から被担保債権の額を控除した残額を支払わ返還しなければならないものとする。
- (4) 上記(1)後段又は上記(3)の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者から譲渡担保債権についての権利を譲り受けた者であるとき（債権譲渡担保権者がその譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者に対抗することができるものとする。
- (5) 譲渡担保債権が金銭債権である場合において、その弁済期が被担保債権についての不履行の前に到来したときは、債権譲渡担保権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権は、その供託金について存在するものとする。
- (6) 譲渡担保債権が動産物の引渡しを目的とするものである場合において、債権譲渡担保権者が弁済としてその動産物の引渡しを受けたときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者との間で、債権譲渡担保権の被担保債権金銭債務を担保するため、その動産を目的とする動産譲渡担保契約を締結したものとみなす債権譲渡担保権設定者がその物を債権譲渡担保権者に譲渡することを約したものとみなすものとする。この場合に

おいては、上記(1)後段及び上記(3)の規定は、適用しないものとする。

(説明)

(3)及び(6)について、表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第 9、1 から実質的な変更はない。

5 なお、部会では、紛争に巻き込まれることを避けることについての第三債務者の利益を保護するため、本文(5)の債権譲渡担保権者の請求による供託に加えて、第三債務者自身による供託制度を設けるべきとの意見があった。もっとも、第三債務者は、債権譲渡が有効であり、かつ、債務者対抗要件が具備されている限り、債権譲渡であるか債権譲渡担保であるかを問わず譲受人に対して弁済をすれば本文(2)によって免責されるから、そのような
10 供託制度を別途設ける必要があるのは、譲渡人と譲受人との間に争いがある場合であって債権譲渡又は債務者対抗要件の具備の有効性に疑義があるような場合であると考えられる。このような場合には、債権者不確知に当たるとして第三債務者が弁済供託をすることができる。第三債務者に過失があるときは弁済供託をすることができないが(民法第 494 条第 2 項)、これは債権譲渡又は弁済供託一般の問題であって、債権譲渡担保の場合に限って何らかの手
15 当てをすることは困難である。そこで、本文では、弁済供託とは別途第三債務者自身による供託制度を設けることは提案していない。

2 債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行

(1) 上記第 7、~~の~~1 (5)を除く。)、同 2 (~~(6)及び(7)~~を除く。))及び同 6 の規定は、債権譲渡担保権(動産利用権を目的とする債権譲渡担保権を除く。))について準用するものとする。

この場合において、上記第 7、1(1)イ中「たこと又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこと」とあり、及び同 2(1)イ中「たこと又は当該動産譲渡担保権者若しくは当該第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこと」とあるのは、「たこと」と読み替えるものとする。

~~(2) 債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行における被担保債権の消滅時期については、その被担保債権について不履行があった場合において、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をし、かつ、帰属清算の通知又は上記第 7 の 2(2)の通知の日から二週間を経過した時(帰属清算の通知又は処分清算譲渡の後その時までの間に当該債権譲渡担保権について民事再生法第 31 条第 1 項の規定による中止の命令が発せられた場合にあっては、その時又は当該中止の命令が効力を失った時のいずれか遅い時)とする。~~

(2) 上記第 7、1 から同 4 の規定は、動産利用権を目的とする債権譲渡担保権について準用する。この場合において、上記第 7、1(1)及び(5)並びに第 7、2(1)及び(6)中「譲渡担保動産の引渡し」とあるのは「動産利用権の目的である動産の引渡し」と読み替えるものとする。

(3) 上記(2)において準用する第 7、1(1)に規定する帰属清算時又は上記(2)において準用する第 7、2(1)に規定する処分清算時における動産利用権の価額は、その時における当該動産利用権の目的である動産の価額から利用期間が満了した時における当該動産利用権の目的である動産の見積価額を控除した額と推定する。

(4) 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の実行のための裁判手続については、動産利用権の目的である動産を譲渡担保動産とみなして、第 13 の規定を適用する。

(説明)

本文(1)につき、表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第 9、1 から実質的な変更はない。

本文(2)は、動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の実行について、動産譲渡担保権についての帰属清算方式及び処分清算方式の実行に関する規定を準用する旨の規定であり、部会資料 40 の 2(1)と実質的に同様の規律である。本文(3)は、動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の帰属清算方式及び処分清算方式による実行に際しての動産利用権の価額に関する規律であり、部会資料 40 第 1、2(3)と実質的に同様の規律である。本文(4)は、動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の動産利用権の目的である動産の引渡しについて、引渡命令等の裁判手続を利用することができる旨の規律であり、部会資料 40 第 1、2(2)と実質的に同様である。

第 10 集合債権譲渡担保権の実行

集合債権譲渡担保契約における債権譲渡担保権（以下「集合債権譲渡担保権」という。）の被担保債権について不履行があった場合において、集合債権譲渡担保権を有する者（以下「集合債権譲渡担保権者」という。）が集合債権譲渡担保権設定者に対して特定範囲所属債権について上記第 9、1(1)前段の規定による取立て、同 2 において読み替えて準用する上記第 7、1(1)の帰属清算の通知又は上記第 9、2 において読み替えて準用する上記第 7、2(1)の処分清算譲渡をしようとする旨を通知したときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない。ただし、第三債務者にもその旨を通知しなければ、これをもって第三債務者に対抗することができない。

(説明)

1 部会資料 35 第 1 では、集合債権譲渡担保契約における特定範囲に属する債権の取立権限及び弁済受領権限については、個別債権譲渡担保と同様の規律とし、特別な規定を設けないものとする【案 1.1】と、一定の要件を満たす集合債権譲渡担保については、設定者に目的債権の取立権限を付与し、その取立権限の喪失事由を定めるとともに、第三債務者を保護するための規定を設けることを提案する【案 1.2】の両案を示したところ、部会では、【案 1.2】を支持する意見が複数あった。そこで、本文では、集合債権譲渡担保権の実行に関し、【案 1.2】(2)及び(3)に沿った規定を設けることを提案している。

2 部会資料 35 第 2 では、債権譲渡担保権者が実行に着手した時以降に生じた債権に対する集合債権譲渡担保権の効力について、特にこれを制約する規定を設けないものとする【案 2.1】と、集合債権譲渡担保権は、実行着手時よりも後に集合債権譲渡担保権の特定範囲に属することとなった債権に及ばないものとする【案 2.2】の両案を示した。

部会資料 35 第 2 の(説明) 2 のとおり、集合債権譲渡担保契約によって将来生ずべき債権は設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されており、各債権がそれぞれ譲渡担保権の目的になっているという理解からは、その一部について実行がされても、その他の債権についての譲渡の効力には影響しないと考えるのが自然である。そうすると、仮に【案 2.2】を採用するとすれば、その規定は集合債権譲渡担保権の効力を政策的に制約するものと説明することが考えられるが、倒産時と異なる平時において、上記の考え方を修正すべきほどに集合債権譲渡担保権の効力を政策的に制約する必要性が高いとまでは言い難いように

思われる。そこで、【案 2.1】を採用し、債権譲渡担保権者が実行に着手した時以降に生じた債権に対する集合債権譲渡担保権の効力について、特にこれを制約する規定は設けないこととしている。

5 第 11 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行

動産及び債権以外の財産~~(不動産を除く。)~~を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、第 9 及び第 10 の規定を準用するものとする。

(説明)

表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第 11 から実質的な変更はない。

10

第 12 強制執行等の特例

1 動産譲渡担保権者による配当要求及び動産競売の申立て

(1) 動産譲渡担保権は、民事執行法第 190 条以下の規定に基づく競売によって実行することができるものとする。

15

(2) 動産譲渡担保権者は、譲渡担保動産~~(集合動産譲渡担保契約における動産特定範囲に属する動産を含む。)~~に対する強制執行及び担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。)において、配当要求をすることができるものとする。

(説明)

(2)の表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第 12、1 から実質的な変更はない。

20

なお、部会では、一般債権者が集合動産譲渡担保権が設定されている在庫を差し押さえる場合においては、当該債権者は超過差押え禁止の原則(民事執行法第 128 条第 1 項)によって自己の債権額に対応する限度でしか差し押さえることができないため、集合動産譲渡担保権者が配当要求をした場合には常に無剰余取消しがされるのではないかとの趣旨の指摘があった。もっとも、動産執行の申立てをして債務者の動産を差し押さえた差押債権者が当該債務者に対しその差押えの場所について更に動産執行の申立てをした場合には、先の事件と後の事件が併合され、後の事件において差し押さえられた動産は先の事件において差し押さえられたものとみなされ、後の事件の申立ては配当要求の効力を生ずることから(民事執行法第 125 条第 2 項、第 3 項)、超過差押えの禁止の原則との関係では、この場合の後の事件における追加の差押えは、先の事件の総債権及び執行費用と後の事件の差押債権者の債権及び執行費用の全部の弁済に必要な限度まですることができると解されている。したがって、一般債権者が集合動産譲渡担保権が設定されている在庫の一部を差し押さえた場合において、集合動産譲渡担保権者が配当要求をしたときには、当該債権者が更に動産執行の申立てをすることにより、執行費用、集合動産譲渡担保権の被担保債権額及び自己の債権の額の合計額に満つるまで在庫の差押えをすることは可能であると考えられる。

25

30

35

2 動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え

動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者を債務者又は動産の所有者として、譲渡担保動産に対する強制執行又は当該動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権若しくは動産譲渡担保権を有する者の申立てに係る担保権の実行としての

40

競売による差押えがあったときは、民事執行法第 38 条第 1 項（同法第 194 条において準用する場合を含む。以下この 2 において同じ。）に規定する第三者異議の訴えを提起することができるものとする。ただし、~~動産譲渡担保権者は、譲渡担保動産（集合動産譲渡担保契約における動産特定範囲に属する動産を含む。）が差し押さえられた場合において、その~~
5 ~~売得金の額が執行費用のうち共益費用であるもの、被担保債権及びこれに優先する債権のうち配当要求があったものの額の合計額以上となる見込みがあるときは、同項に規定する当該差押えについて民事執行法第 38 条第 1 項（同法第 194 条において準用する場合を含む。）に規定する~~第三者異議の訴えを提起することができないものとする。

(説明)

10 部会資料 37-2 第 12、2 では、本文ただし書のみを規定することを提案していたところ、部会では、動産譲渡担保権者による配当要求を新たに認めることとした場合には、動産譲渡担保権者による第三者異議の訴えの提起を認める従前の判例が維持されるかは明らかではないことなどから、第三者異議の訴えが認められることを積極的に規定すべきとの意見があった。そこで、本文では、動産譲渡担保権者による第三者異議の訴えの提起が認めら
15 れることを明示することとしている。もっとも、このような規定ぶりが許容されるかについては、引き続き法制的な観点から検討する必要がある。

3 売却に伴う動産譲渡担保権の消滅

20 ~~譲渡担保動産（集合動産譲渡担保契約における動産特定範囲に属する動産を含む。以下この 3 において同じ。）につき強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行手続が行われたときは、動産譲渡担保権は、当該譲渡担保動産の売却によって消滅するものとする。~~

(説明)

25 表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第 12、3 から実質的な変更はない。

第 13 動産譲渡担保権の実行のための裁判手続

1 通則的な規律

第 13 に規定する裁判手続に関する通則的な規律については、民事執行法の規律を参考として、所要の規定を整備するものとする。

30 (説明)

部会資料 37-2 第 13、1 から変更はない。

2 動産譲渡担保権の実行のための保全処分

35 (1) 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、債務者、~~又は~~動産譲渡担保権設定者~~又は若しくは~~譲渡担保動産の占有者が、価格減少行為等（譲渡担保動産の価格を減少させ、又は譲渡担保動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この(1)において同じ。）をし、又は価格減少行為等をするおそれがあるときは、動産譲渡担保権者~~又は処分清算譲渡を受けた第三者~~の申立てにより、当該動産譲渡担保権者~~又は当該処分清算譲渡を受けた~~第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分（執行官に、当該保全処分の内容を、譲渡担保動産又
40

はその容器に公示書を貼付する方法、譲渡担保動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法その他の方法により公示させることを内容とする保全処分をいう。以下同じ。)を命ずることができるものとする。ただし、当該価格減少行為等による価格の減少の程度、引渡しを困難にする程度又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでないものとする。

5
ア 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、当該価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分（裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）

10
イ 次に掲げる事項を内容とする保全処分（裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）

(ア) 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、譲渡担保動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

(イ) 執行官に譲渡担保動産の保管をさせること。

ウ 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

15
(ア) 上記イ(ア)及び(イ)に掲げる事項

(イ) 上記イ(ア)に規定する者に対し、譲渡担保動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該譲渡担保動産の使用を許すこと。

(2) (1)イ又はウに掲げる保全処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができないものとする。

20
ア (1)の債務者又は(1)の動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産を占有する場合

イ (1)の譲渡担保動産の占有者の占有の権原が(1)の規定による申立てをした者に対抗することができない場合

25
(3) 裁判所は、申立人が(1)の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から一月以内に次に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、被申立人又は(1)の動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならないものとする。

ア 帰属清算の通知をしたこと。

イ 処分清算譲渡をしたこと。

ウ 後記3(1)に規定する引渡命令の申立てをしたこと。

30
エ 民事執行法第190条第1項に規定する動産を目的とする担保権の実行としての競売(後記(4)並びに3(3)及び(4)において「動産競売」という。)の申立てをしたこと。

35
(4) (3)ウ又はエの申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなすものとする。民事執行法第192条において準用する同法第129条の規定により(3)エの動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とするものとする。

(5) 裁判所は、債務者及び動産譲渡担保権設定者以外の占有者に対し(1)の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、その者を審尋しなければならないものとする。

40
(6) 裁判所が(1)の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができるものとする。ただし、(1)イに掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなけ

れば、(1)の規定による決定をしてはならないものとする。

(7) 事情の変更があったときは、裁判所は、申立てにより、(1)の規定による決定を取り消し、又は変更することができるものとする。

(8) (1)、(3)又は(7)の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(9) (8)の即時抗告((1)の申立てについての裁判に対するものに限る。)は、執行停止の効力を有しないものとする。

(10) (3)又は(7)の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(11) (1)イ又はウに掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならないものとする。

(12) (11)に規定する決定は、相手方に送達される前であっても、執行することができるものとする。

~~(13) (1)の申立て又は(1) (アに係る部分を除く。)の規定による決定の執行に要した費用(譲渡担保動産の保管のために要した費用を含む。)は、その譲渡担保動産を目的とする強制執行又は担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。)においては、共益費用とするものとする。~~

(説明)

1 (1)について

部会資料 37-2 第 13、2(1)では、保全処分の申立人を動産譲渡担保権者に限定していた。もっとも、本文(1)では、民事執行法第 77 条第 1 項が保全処分の申立ての終期を引渡命令の執行までとしていることを参考として、保全処分の申立ての終期を動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでとしている。そうすると、同項において買受人が保全処分の申立人とされていることと同様に、処分清算譲渡を受けた第三者も保全処分の申立てをすることができるものとするのが相当であると考えられる。そこで、本文(1)では、処分清算譲渡を受けた第三者を保全処分の申立人に加えている。

2 (4)について

部会資料 37-2 第 13、2(4)では、本文(3)ウ又はエの申立てが取り下げられ、又は却下された場合についてのみ、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなすこととしていたところ、本文(4)後段においては、破産法第 187 条第 5 項を参考として、無剰余を理由として差押えが取り消された場合についても、本文(3)ウ又はエの申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなすこととする修正を加えている。

3 部会資料 37-2 第 13、2(13)について

部会資料 37-2 第 13、2(13)では、「(1)の申立て又は(1) (アに係る部分を除く。)の規定による決定の執行に要した費用(譲渡担保動産の保管のために要した費用を含む。)は、その譲渡担保動産を目的とする強制執行又は担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。)においては、共益費用とするものとする」との規定を設けることを提案していた。

もっとも、民事執行法第 55 条第 10 項において差押債権者が支出した申立費用及び執行官保管又は占有移転禁止の保全処分の執行費用が共益費用とされている趣旨は、これらの費用は目的不動産の価格の減少の阻止という各債権者の共同の利益のために支出されたも

のであることから、共益費用として最優先で弁済を受けさせることが相当であるという点にある。これに対し、本文の実行のための保全処分は、主に私的実行に先立って利用されることが想定されており、必ずしも動産競売のために利用されるものではない。また、動産競売においては、動産競売開始許可決定の送達と同時に目的物の差押えをすることが可能であり（同法第 190 条第 1 項第 3 号）、執行官が目的物を差し押さえた後に価格減少行為等が行われることも通常は想定されなため、価格減少行為等のおそれがある場合には担保権者は直ちに動産競売（動産競売開始許可）の申立てをすれば足りると考えられる。そうすると、動産競売に先立って本文の保全処分がされた場合のその費用については、典型的に動産競売における各債権者の共同の利益のために支出されたものとは言い難いと考えられるため、本文では、部会資料 37-2 第 13、2(13)において提案した規定は設けないこととしている。なお、個別の事案において、その費用が各債権者の共同の利益のためにされた債務者の財産の保存に関する費用に該当すると判断される場合には、共益費用の先取特権が成立し、その利益を受けた全ての債権者に対して優先して弁済を受けることができると考えられる（民法第 307 条第 1 項、第 329 条第 2 項ただし書）。

3 動産譲渡担保権の実行のための引渡命令

(1) 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間、当該動産譲渡担保権者の申立てにより、担保を立てさせて、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を当該動産譲渡担保権者に引き渡すべき旨を命ずることができるものとする。ただし、当該動産譲渡担保権者に対抗することができる権原により占有していると認められる者に対しては、この限りでないものとする。

(2) 裁判所は、(1)の規定による決定をする場合において、帰属清算金又は処分清算金が生ずることが見込まれるときは、その担保をも立てさせなければならないものとする。ただし、(1)の申立てが譲渡担保動産の占有者に対するものであるときは、この限りでないものとする。

(3) 裁判所は、申立人が(1)の規定による決定の告知を受けた日から一月以内に次の各号に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、被申立人又は同項の動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならないものとする。

ア 帰属清算の通知をしたこと。

イ 処分清算譲渡をしたこと。

ウ 動産競売の申立てをしたこと。

(4) (3)ウの申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなすものとする。民事執行法第 192 条において準用する同法第 129 条の規定により(3)ウの動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とするものとする。

(5) 裁判所は、(1)の規定による決定をする場合には、被申立人を審尋しなければならないものとする。

(6) (1)又は(3)の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(7) (1)又は(3)の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(説明)

5 1 (1)について

部会では、実行のための引渡命令（部会資料 37-2 第 13、3(1)）及び実行後の引渡命令（部会資料 37-2 第 13、3(1)）において、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者を引渡命令の相手方とし、債務者を明示的には相手方としていない点について、民事執行法第 188 条において同法第 83 条第 1 項を準用するに当たっては、同項の「債務者又は不動産の占有者」を「不動産の所有者又は占有者」と読み替えるのではなく、「債務者」を含む形で読み替えられると考えられること、被担保債権の債務者は動産譲渡担保権者に対して対抗できる占有権原の有無にかかわらず引渡命令の対象とすべきであることから、債務者を相手方に含めるべきではないかとの指摘があった。

もっとも、最決平成 13 年 1 月 25 日民集 55 卷 1 号 17 頁は、不動産の賃借人である占有者の債務を担保するために当該不動産に抵当権が設定され、当該抵当権の実行として競売の開始決定がされた場合には、当該占有者が最先順位の抵当権を有する者に対抗することができる賃借権により当該不動産を占有しているときであっても、当該占有者に対して引渡命令を発することができるとしているところ、上記最決は、この点について、この場合に債務者が賃借権を主張することは信義則に反することを根拠としている。そうすると、実行のための引渡命令及び実行後の引渡命令についても、明文で「債務者」を引渡命令の相手方としなくとも、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者に対抗することができる権原により譲渡担保動産を占有している被担保債権の債務者が当該占有権原を主張することは信義則に反することを根拠として、上記最決と同様の結論を導くことは可能であると考えられる。また、同法第 188 条において同法第 83 条第 1 項を準用するに当たっては、同項の「債務者」は買受人に対して目的物の占有の有無を問わず不動産の引渡義務を負っている売買契約の売主に対応する地位にある者であるから、同項の「債務者」は「所有者」と読み替えられることを前提として、債務者は原則として所有者と同視できるとして、上記最決と同様の結論を導こうとする見解もある。そこで、本文(1)及び後記 4(1)における引渡命令については、「債務者」を明示的に相手方とする修正を加えていない。

30 2 (2)について

部会では、引渡命令の申立てが譲渡担保動産の占有者に対するものである場合における清算金の担保について問題提起があった。

譲渡担保動産の占有者が引渡命令の相手方である場合には、当該占有者は私的実行によって清算金請求権を取得するものではなく、清算金の有無及び額について利害関係を有していないのが通常であると考えられるから、当該占有者が積極的に清算金の発生を主張することは考えにくく、また、当該占有者に動産譲渡担保権設定者に代わって清算金の発生を主張させることも相当でないと考えられる。そうすると、この場合に清算金の有無及び額について担保決定のための審理を適切に行うためには、動産譲渡担保権設定者も手続上の当事者とする必要があると考えられるが、その場合には手続が複雑かつ重くなり、簡易迅速に譲渡担保動産の引渡しを実現するという本文の引渡命令の制度趣旨にそぐわないと

考えられる。また、動産譲渡担保権設定者以外の第三者が譲渡担保動産を占有している場合には、当該第三者は動産譲渡担保権者による私的実行後の所有権に基づく返還請求に対して清算金請求権を被担保債権とする留置権を主張することができず、動産譲渡担保権設定者は譲渡担保動産の引渡しと引換えに清算金の支払を確保する利益を実体法上有していたものではないから、その利益を手続上保障する必要性が高いともいえない。

そこで、本文(2)後段では、引渡命令の申立てが譲渡担保動産の占有者に対するものであるときは、帰属清算金又は処分清算金の担保を立てることを要しないものとしている。

3 (4)について

本文(4)後段において、前記2(4)と同様に、無剰余を理由として差押えが取り消された場合についても、本文(3)ウの申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなすこととする修正を加えている。

4 (6)について

部会では、帰属清算金又は処分清算金の担保に対する不服申立ての方法について問題提起があった。この点については、担保の有無及び額は引渡命令の申立てについての決定の内容を構成するものと考えられるから、引渡命令の申立てについての裁判に対する即時抗告において担保の有無及び額を争うことができると解される。

なお、立担保決定自体に対して不服申立てができるか否かについても問題となる。仮にこれが認められるとすると、立担保決定自体に対して不服申立てをし、その却下後に発令された引渡命令に対して更に不服申立てをすることによって、引渡命令の執行を遅延させることが可能となり、相当でないと考えられる。また、前記1の通則的な規律においては、即時抗告をすることができる場合を特別の定めがある場合に限る旨の規律を置くことを予定しているところ、本文(6)では(1)又は(3)の申立てについての裁判に対して即時抗告をすることができる旨を規定しているにとどまり、立担保決定自体に対する即時抗告を認めていない。したがって、立担保決定自体に対する不服申立ては認められないこととなると考えられる。

4 動産譲渡担保権の実行後の引渡命令

(1) 裁判所は、帰属清算時又は処分清算時^レ後、帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者(以下この4及び7において「動産譲渡担保権者等」という。)の申立てにより、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨(第7、~~9~~1(1)ア(イ)の見積価額が同(ウ)の被担保債権の額を超える場合又は同2(2)イの見積価額が同ウの被担保債権の額を超える場合にあっては、それぞれその差額に相当する金銭の支払と引換えに譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨)を命ずることができるものとする。ただし、動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により占有していると認められる者に対しては、この限りでないものとする。

(2) 動産譲渡担保権者等は、帰属清算時又は処分清算時から一月を経過したときは、(1)の申立てをすることができないものとする。

(3) 裁判所は、(1)の規定による決定をする場合には、被申立人を審尋しなければならないものとする。

(4) (1)の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(5) (1)の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(説明)

(1)の表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第 13、4 から実質的な変更はない。

5

5 後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等

後順位の動産譲渡担保権者は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（動産譲渡担保権を目的とする転動産譲渡担保の譲受人が取得した権利を有する者を含む。）その先順位の動産譲渡担保権者の全員の同意を得なければ、上記 2(1)に規定する保全処分又は上記 3(1)に規定する引渡命令の申立てをすることができないものとする。

10

(説明)

表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第 13、5 から実質的な変更はない。

15

6 執行官保管の保全処分中の売却

上記 2(1)イに掲げる保全処分を命ずる決定の執行に係る譲渡担保動産について、著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならないものとする。

20

(説明)

部会資料 37-2 第 13、6 から変更はない。

7 占有移転禁止の保全処分等の効力

(1) 上記 2(1)ウに掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずる決定の執行がされ、かつ、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下この 7 において「動産譲渡担保権者等」という。）動産譲渡担保権者等の申立てにより当該決定の被申立人に対して上記 3(1)又は上記 4(1)に規定する引渡命令が発せられたときは、動産譲渡担保権者等は、当該引渡命令に基づき、次に掲げる者に対し、譲渡担保動産の引渡しの強制執行をすることができるものとする。

25

ア 当該決定の執行がされたことを知って当該譲渡担保動産を占有した者

イ 当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の被申立人の占有を承継した者

30

(2) (1)の決定の執行後に(1)の譲渡担保動産を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものと推定するものとする。

35

(3) (1)の引渡命令について(1)の決定の被申立人以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により譲渡担保動産を占有していること、又は自己が(1)ア又はイのいずれにも該当しないことを理由とすることができるものとする。

(説明)

40

表現ぶりを改めているものの、部会資料 37-2 第 13、7 から実質的な変更はない。

8 手続の停止

前記3に規定する手続は、次に掲げるいずれかの文書の提出があったときは、停止しなければならないものとする。

(1) 前記3に規定する手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書

(2) 動産譲渡担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書

(説明)

実行のための引渡命令（部会資料 37-2 第 13、3(1)）の手続が係属している場合において、担保権の実行を中止するという担保権実行手続中止命令又は包括的禁止命令の目的を達成するためには、担保権実行手続中止命令又は包括的禁止命令の発令によって引渡命令の手続を停止する必要がある。そこで、民事執行法第 183 条を参考として、手続の一時停止を命ずる裁判（担保権実行手続中止命令のうち特定の手続の一時の停止を命ずるもの）及び動産譲渡担保権の実行を一時禁止する裁判（担保権実行手続中止命令のうち動産譲渡担保権の実行自体を一時禁止するもの又は包括的禁止命令）の謄本等を停止文書とする規定を設けることとしている。

第 14 破産手続等における譲渡担保権の取扱い

1 別除権等としての取扱い

(1) 破産手続において、譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。

(2) 破産手続において、譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないものに限る。）を有する者を破産法第 111 条第 3 項に規定する準別除権者として扱うものとする。

(3) 再生手続において、譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。

(4) 更生手続において、譲渡担保権（開始前会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）の被担保債権を有する者を更生担保権者として扱うものとする。

(5) 特別清算手続において、譲渡担保権（清算株式会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。

(6) 承認援助手続において、譲渡担保権（承認援助手続に係る債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。

(説明)

部会資料 37-2 第 14、1 から変更はない。ここでは、譲渡担保権を有する者（本文(4)については譲渡担保権の被担保債権を有する者）を質権や抵当権を有する者と同様に扱うと

いう規定ぶりとしているが、各手続において担保権やその被担保債権に関して適用される規定（例えば、会社更生法第2条第10項において、担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時における時価であるとした場合における担保権によって担保された範囲の被担保債権を更生担保権としていることなど）の適用を排除する趣旨ではない。

5

2 担保権実行手続中止命令

(1) 再生手続における担保権実行手続中止命令

ア 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、その譲渡担保権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。クにおいて同じ。）を命ずることができるものとする。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでないものとする。

10

イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

15

ウ 裁判所は、アの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでないものとする。

エ 裁判所は、アの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

20

オ アの規定による中止の命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する裁判及びオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

25

ク 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

30

ケ ク本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

コ ケの規定による供託がされたときは、ケの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。

35

(2) 更生手続における中止命令

ア 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、譲渡担保権の実行の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているものの中止（譲渡担保権の実行の禁止を含む。）を命ずることができるものとする。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限るものとする。

40

イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

5 エ 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、アの規定により中止した譲渡担保権の実行の手続の取消しを命ずることができるものとする。

10 オ アの規定による中止の命令、ウの規定による決定及びエの規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する裁判及びオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

15 ク 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。）を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

20 ケ ク本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

コ ケの規定による供託がされたときは、ケの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。

25 サ 譲渡担保権の実行を、会社更生法第 25 条第 1 項の規定による包括的禁止命令の対象とするものとする。

(3) 特別清算手続における中止命令

30 ア 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、譲渡担保権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。クにおいて同じ。）を命ずることができるものとする。

イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

35 ウ 裁判所は、アの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の陳述を聴いたときは、この限りでないものとする。

エ 裁判所は、ウの中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

オ ウの中止の命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

40 カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する裁判及びオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ク 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、特別清算の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

ケ ク本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

コ ケの規定による供託がされたときは、ケの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。

(4) 承認援助手続における担保権実行手続中止命令

ア 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされている譲渡担保権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。コにおいて同じ。）を命ずることができるものとする。

イ 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、アの規定による中止の命令をすることができるものとする。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 24 条第 1 項の即時抗告がされたときも、同様とするものとする。

ウ イの規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又はイの即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失うものとする。

エ ア又はイの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

オ 裁判所は、ア又はイの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ質権者の意見を聞いたときは、この限りでないものとする。

カ 裁判所は、ア又はイの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

キ ア又はイの規定による中止の命令及びカの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

ク キの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

ケ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 25 条第 8 項の規定はア又はイの規定による中止の命令、カの規定による決定及びキの即時抗告についての裁判があった場合について、同条第 9 項の規定はイの規定による中止の命令があった場合について準用するものとする。

コ 裁判所がア又はイの規定により債権譲渡担保権の実行の手続の中止~~（実行の禁止を~~

~~含む。~~を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

5 サ コ本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

シ サの規定による供託がされたときは、サの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。

(説明)

10 部会資料 37-2 第 14、2 からおおむね変更はない。部会での議論を踏まえ、(2)サとして、譲渡担保権の実行の手続を会社更生法第 25 条第 1 項の規定による包括的禁止命令の対象とすることを明記している。

3 担保権実行手続取消命令

(1) 再生手続における担保権実行手続取消命令

15 ア 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、民事再生法第 2 条第 2 号に規定する再生債務者等（保全管理人が選任されている場合にあつては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第 8、1(1)の通知若しくは動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売に係る差押え又は第 10、~~1~~本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでないものとする。

20 イ アの規定による取消しの命令は、その発令前にされた第 7、1(1)~~ア~~（第 9、2(1)及び(2)において読み替えて準用する場合を含む。以下この 3 において同じ。）の規定による帰属清算の通知、第 7、2(1)（第 9、2(1)及び(2)において読み替えて準用する場合を含む。以下この 3 において同じ。）の規定による処分清算譲渡若しくは第 9、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分~~【若しくは集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て】~~の効力を妨げないものとする。

25 ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を発したときは、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いた場合は、この限りでないものとする。

30 エ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

35 オ アの規定による取消しの命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

カ キの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

40 キ オに規定する命令及び決定並びにオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ク オの即時抗告は、民事再生法第9条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、オの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。

ケ 担保権の実行手続の中止命令について適用される文書の閲覧等に関する規定（民事再生法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第16条から第16条の4まで）及び担保権の実行手続の中止命令がされた場合の再生手続開始の申立ての取下げの制限に関する規定（同法第32条）について、アの規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。

(2) 更生手続における担保権実行手続取消命令

ア 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第8、1(1)の通知又は第10、~~1~~本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限るものとする。

イ アの規定による取消しの命令及び2(2)エの規定による取消しの命令（動産特定範囲に属する財産に係る担保権の実行としての競売に係るものに限る。）は、その発令前にされた第7、1(1)アの規定による帰属清算の通知、第7、2(1)の規定による処分清算譲渡若しくは第9、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分【若しくは集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て】の効力を妨げないものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

エ アの規定による取消しの命令及びウの規定による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

オ エの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

カ エに規定する命令及び決定並びにエの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

キ エの即時抗告は、会社更生法第9条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、エの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。

ク 中止命令について適用される文書等の閲覧等に関する規定（会社更生法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第11条から第11条の4まで）及び中止命令がされた場合の更生手続開始の申立ての取下げの制限に関する規定（同法第23条）について、アの規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。

(3) 承認援助手続における担保権実行手続取消命令

ア 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるとき

は、債務者（外国管財人がない場合に限る。）又は承認管財人の申立てにより、担保を立てさせて、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、第8、1(1)の通知若しくは動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売に係る差押え又は第10、~~1~~本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。

5 イ アの規定による取消しの命令は、その発令前にされた第7、1(1)~~ア~~の規定による帰属清算の通知、第7、2(1)の規定による処分清算譲渡若しくは第9、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分
【若しくは集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て】の効力を妨げないものとする。

10 ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を発したときは、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いた場合は、この限りでないものとする。

エ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

15 オ アの規定による取消しの命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第25条第8項の規定はアの規定による取消しの命令及びオの即時抗告についての裁判があった場合について準用するものとする。

20 ク 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、アの規定による取消しの命令は、その効力を失うものとする。

ケ オの即時抗告は、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第7条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、オの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。

25 コ 担保権の実行手続の中止命令について適用される文書の閲覧等に係る規定（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第13条~~㍿~~）及び担保権の実行手続の中止命令等が発令された場合に債務者の財産の処分等の行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとする）ことができる旨の規定（同法第31条）について、アの規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。

(説明)

部会資料 37-2 第14、3からおおむね変更はない。

35 (1)アの申立権者について、「再生債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）」としていたところ、再生手続開始決定後において、管理命令（民事再生法第64条）により管財人が選任されている場合には、管財人が申し立てることも考えられることから、「民事再生法第2条第2号に規定する再生債務者等（保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）」と修正している。

40 (1)イ、(2)イ及び(3)イについては、第10本文の通知がされた場合でも集合債権譲渡担保権

はその後に生じた債権に及ぶ一方、当該通知後に集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権の取立てを行うことはできない。このため、隅付き括弧を付していた「若しくは集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て」という部分を削除した（他方で、集合動産譲渡担保権については、第8、1(1)の通知がされると、その後

5 の後に動産特定範囲に属するに至った動産に集合動産譲渡担保権の効力が及ばないこととなり（第8、1(2)）、集合動産譲渡担保権設定者がその動産を処分する可能性があるため、「集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分」という部分は残している。）。

10 4 破産管財人等による譲渡担保財産の換価・譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

(1) 破産手続における譲渡担保動産の換価の規定

ア 破産管財人は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、譲渡担保動産の換価をすることができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その換価を拒むことができないものとする。

15 イ アの場合には、民事執行法第63条及び第129条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないものとする。

ウ ア及びイの場合において、動産譲渡担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならないものとする。この場合

20 においては、譲渡担保権は、寄託された代金につき存するものとする。

(2) 破産手続における譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

ア 譲渡担保権者が第7、1及び2の方法による実行をする権利を有するときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、譲渡担保権者が譲渡担保財産の処分をすべき期間を定めることができるものとする。

25 イ 譲渡担保権者は、アの期間内に処分をしないときは、アの権利を失うものとする。この場合において、譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあつては、帰属清算の通知がされ、かつ、アの期間の満了時に帰属清算の通知の日から2週間が経過したものとみなすものとする。

ウ アの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

30 エ アの申立てについての裁判及びウの即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。この場合においては、破産法第10条第3項本文の規定は、適用しないものとする。

(3) 特別清算手続における譲渡担保動産の換価の規定

ア 清算株式会社は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、譲渡担保動産の換価をすることができるものとする。この場合においては、譲渡担保権

35 者は、その換価を拒むことができないものとする。

イ アの場合には、民事執行法第63条及び第129条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないものとする。

40 ウ ア及びイの場合において、譲渡担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないと

きは、清算株式会社は、代金を別に寄託しなければならないものとする。この場合においては、譲渡担保権は、寄託された代金につき存するものとする。

(4) 特別清算手続における譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

ア 譲渡担保権者が第7、1及び2の方法による実行をする権利を有するときは、裁判所は、清算株式会社の申立てにより、譲渡担保権者が譲渡担保財産の処分をすべき期間を定めることができる。

イ 譲渡担保権者は、アの期間内に処分をしないときは、アの権利を失うものとする。この場合において、譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にとっては、帰属清算の通知がされ、かつ、アの期間の満了時に帰属清算の通知の日から2週間が経過したもののみならずものとする。

ウ アの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ ウの裁判及びウの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

(説明)

部会資料 37-2 第 14、4 から変更はない。

5 担保権消滅許可制度の適用

(1) 破産法における担保権消滅許可制度

ア 譲渡担保権を、破産法における担保権消滅許可制度（同法第 186 条）の適用の対象とする。

イ 破産法における担保権消滅許可の申立てに対する対抗手段としての担保権の実行の申立て（同法第 187 条）に、譲渡担保権の私的実行を含むこととはしないものとする。

(2) 民事再生法における担保権消滅許可制度

譲渡担保権を、民事再生法における担保権消滅許可制度（同法第 148 条）の適用の対象とする。

(3) 会社更生法における担保権消滅許可制度

譲渡担保権を、会社更生法における担保権消滅許可制度（同法第 104 条）の適用の対象とする。

(説明)

部会資料 37-2 第 14、5 から変更はない。

6 根譲渡担保権の取扱い

(1) 破産手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 破産管財人は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するもので、極度額の定めがあるものに限る。）によって担保される破産債権については、当該破産債権を有する破産債権者が、破産管財人に対し、当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額を証明しない場合においても、これを配当表に記載しなければならないものとする。この場合においては、破産法第 195 条第 2 項の規定による許可があった日における当該破産債権のうち極度額を超える部分の額を最後配当の手續に参

加することができる債権の額とするものとする。

イ アの規定は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないもので、極度額の定めがあるものに限る。）を有する者について準用する。

ウ ア前段（イにおいて準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された根譲渡担保権によって担保される破産債権については、最後配当に関する除斥期間内に当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額の証明がされた場合を除き、ア後段（イにおいて準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された最後配当の手續に参加することができる債権の額を当該弁済を受けることができない債権の額とみなすものとする。

(2) 再生手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 担保権消滅許可の申立てに係る消滅すべき担保権が根譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）である場合において、根譲渡担保権者が民事再生法第 148 条第 3 項の規定による送達を受けた時から 2 週間を経過したときは、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定するものとする。

イ 第 2、9(14)イの規定は、担保権消滅許可の申立てが取り下げられ、又は担保権消滅許可が取り消された場合について準用するものとする。

ウ 別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定していない再生債権を担保する根譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するもので、極度額の定めがあるものに限る。以下この(2)において同じ。）の元本が確定している場合には、その根譲渡担保権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、民事再生法第 156 条の一般的基準に従い、仮払に関する定めをすることができるものとする。この場合においては、当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合における精算に関する措置をも定めなければならないものとする。

エ ウの仮払に関する定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該定めに係る根譲渡担保権を有する者の同意を得なければならないものとする。

オ 再生債権者が根譲渡担保権を有する場合には、その行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合に限り、その債権の部分について、認可された再生計画の定めによって認められた権利又は民事再生法第 181 条第 1 項の規定により変更された後の権利を行使することができるものとする。ただし、再生計画にウの規定による仮払に関する定め及び精算に関する措置の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(3) 更生手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 担保権消滅許可の申立てに係る消滅すべき担保権が根譲渡担保権（**開始前会社更生会社**が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）である場合において、根譲渡担保権者が会社更生法第 104 条第 4 項の規定による送達を受けた時から 2 週間を経過したときは、当該根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定する。

イ 第2、9(14)イの規定は、担保権消滅許可の申立てが取り下げられ、又は担保権消滅許可の決定が取り消された場合について準用する。

(説明)

部会資料 37-2 第 14、6 から実質的な変更はない。

5

7 再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効

次に掲げる**場合事由が生じたとき**に集合動産譲渡担保権設定者が動産特定範囲に属する動産の処分をすることができない旨の特約又は集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない旨の特約は、無効とするものとする。

10

ア 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあった**とき。こと**

15

イ 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者に再生手続開始の原因となる事実(支払不能(その者が法人である場合(破産法第16条第2項の場合を除く。))にあつては、支払不能又は債務超過(その者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。))とする。以下このイにおいて同じ。)の生ずるおそれがあるとき又はその者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときのいずれかに該当する事実をいう。**第15、2において同じ。)**又は更生手続開始の原因となる事実(支払不能が生ずるおそれがある場合又はその者が弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合のいずれかに該当する事実をいう。**第15、2において同じ。)**が生じた**とき。こと**

20

(説明)

部会資料 37-2 第 14、7 から実質的な変更はない。

25

8 破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力

【P】集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつた場合には、第8、1(1)の通知があつたものとみなして、第8、1(2)から(4)まで及び(6)の規定を適用する。

(説明)

30

1 中間試案の【案 19.2.3】に基づく提案である。

35

集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつた場合には、第8、1(1)の通知があつたものとみなして、第8、1(2)から(4)まで及び(6)の規定を適用することを提案しており、具体的には、その後に動産特定範囲に属するに至った動産に集合動産譲渡担保権の効力が及ばないこととなるほか(第8、1(2))、集合動産譲渡担保権設定者は動産特定範囲に属する動産の処分をすることができなくなる(第8、1(3))などの効果が生ずることとなる。

40

中間試案の【案 19.2.3】に基づく提案としているのは、倒産手続開始後に動産特定範囲に属するに至った動産に集合動産譲渡担保権の効力が及ばないこととするため、倒産財団の負担により増加した動産が担保権者への弁済に充てられてしまうという問題がないことや、倒産手続開始後における権利義務の内容が明確であること(中間試案の【案 19.2.1】

又は【案 19. 2. 2】に基づくと、倒産手続開始後において集合動産譲渡担保権設定者（又は管財人）にいかなる補充義務が課されるか等について明確でない点が残ること）を考慮したものである。中間試案の【案 19. 2. 3】については、集合動産譲渡担保権設定者が目的財産の処分権限を失うとその事業の継続が困難となるという問題があるが、このような事態は、この（説明）の後記 2 のとおり、担保権実行手続取消命令の活用によって防ぐことができると考えられる。

2 集合動産譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定があった場合に、この規定に基づいて第 8、1(1)の通知があったものとみなされるときには、あったものとみなされる通知も前記 3(1)の担保権実行手続取消命令の対象となる。担保権実行手続取消命令によって当該通知が取り消されると、その効果（その後に動産特定範囲に属するに至った動産に集合動産譲渡担保権の効力が及ばない、集合動産譲渡担保権設定者は動産特定範囲に属する動産の処分をすることができなくなるなど）もなくなることとなる。

したがって、集合動産譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定がされる場合において、本文により集合動産譲渡担保権設定者が動産特定範囲に属する動産の処分をすることができなくなると事業の継続が困難となることを見込まれる場合には、それと同時に又はその後速やかに担保権実行手続取消命令の発令を受けることが考えられる。なお、担保権実行手続取消命令が発令されたとしても、集合動産譲渡担保権者がその後さらに第 8、1(1)の通知を行うことは妨げられない。このような事態を避け、担保権実行手続取消命令の効果を実効的なものとする方策として、併せて担保権実行手続禁止命令の発令を受けることが考えられる。

9 破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力

(1) 集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときは、集合債権譲渡担保権は、その後に発生した債権には及ばない。【P】

(2) 集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときも、(1)と同様とする。ただし、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(3) (1)又は(2)本文に規定する場合には、第 10 本文の通知があったものとみなして、第 10 の規定を適用する。

(4) (2)ただし書の別段の定めがある場合において、集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定後に第 9、2 において読み替えて準用する第 7、1(1)アの規定による帰属清算の通知、第 9、2 において読み替えて準用する第 7、2(1)の規定による処分清算譲渡又は第 9、1(1)前段の規定による取立てにより集合債権譲渡担保権の被担保債権が消滅したときは、再生債務者である集合債権譲渡担保権設定者若しくは再生手続における管財人又は更生手続における管財人は、次に掲げる債権を弁済するために支出した金額を集合債権譲渡担保権者から償還させることができる。

ア 再生手続又は更生手続における共益債権

イ 民事再生法第 122 条第 1 項に規定する一般優先債権

ウ 民事再生法第 85 条第 5 項に基づき弁済をすることの許可を受けた再生債権又は会社更生法第 47 条第 5 項に基づき弁済をすることの許可を受けた更生債権

(説明)

1 (1)から(3)までは、部会資料 35 第 3、1 の【案 3.3】に基づく提案である。

(1)においては、集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があったときは、集合債権譲渡担保権はその後に発生した債権には及ばないことと
5 することを提案しており、部会資料 35 第 3、1 の【案 3.3】と同様の内容である。

(2)においては、集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときも、(1)と同様とすることとしつつ、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合は、この限りでないことを提案しており、部会資料 35 第 3、1 の【案 3.3】と同様の内容である。

(1)及び(2)を分けて記載しているのは、別段の定めによる例外の余地が破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときについて認められないことを明確化する趣旨であり、部会資料 35 第 3、1 の【案 3.3】から実質的な内容を変更するものではない。

(3)においては、(1)又は(2)本文に規定する場合には、第 10 本文の通知があったものとみなして、第 10 の規定を適用することを提案しており、具体的には、集合債権譲渡担保権設定者は債権特定範囲に属する債権を取り立てることができないこととなるほか(第 10 本文)、集合債権譲渡担保権者が第三債務者にその旨を通知しなければ、第三債務者に対抗することができなくなる(第 10 ただし書)。

(1)から(3)までについて、部会資料 35 の【案 3.3】に基づく提案としているのは、前記 8 において集合動産譲渡担保について中間試案の【案 19.2.3】に基づく提案をしているのと同様の理由による。すなわち、倒産手続開始後に発生した債権に集合債権譲渡担保権の効力が及ばないこととするため、倒産財団の負担により債権が増加した場合に担保権者への弁済に充てられてしまうという問題がないこと、倒産手続開始後における権利義務の内容が明確であること(部会資料 35 の【案 3.1】又は【案 3.2】に基づく)、倒産手続開始後においていかなる補充義務が課されるか等について明確でない点が残ること)を考慮した
20 ものである。部会資料 35 の【案 3.3】については、集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権の取立権限を失うとその事業の継続が困難となるという問題があるが、このような事態は、この(説明)の後記 3 のとおり、担保権実行手続取消命令の活用により防ぐことができると考えられる。

2 (4)は、部会資料 35 第 3、2 に基づく提案である。

集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定後に集合債権譲渡担保権の実行により集合債権譲渡担保権の被担保債権が消滅したときは、再生債務者である集合債権譲渡担保権設定者若しくは再生手続における管財人又は更生手続における管財人が、一定の債権を弁済するために支出した金額を集合債権譲渡担保権者から償還させることができるとすることを提案しており、この点については、部会資料 35 第
35 3、2 から実質的な変更はない。

当該一定の債権としては、部会資料 35 第 3、2 においても提案していた、再生手続又は更生手続における共益債権((4)ア)及び民事再生法第 85 条第 5 項に基づき弁済をすることの許可を受けた再生債権又は会社更生法第 47 条第 5 項に基づき弁済をすることの許可を受けた更生債権((4)ウ)に加えて、部会での議論を踏まえ、民事再生法第 122 条第 1 項に
40 規定する一般優先債権((4)イ)を規定することを提案している。

部会では、(4)の内容によると、再生債務者や管財人が一定の債権を弁済するために一旦支出をし、後から担保権者に償還請求することが必要になるが、このような流れでは資金がショートしてしまう可能性があり、実務にそぐわないのではないかという意見があった。

この意見は、第 10 本文の通知がされることで集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができなくなった場合を想定したものであると考えられるが、このような事態への対策としては、まず、担保権実行手続禁止命令により第 10 本文の通知がされることを防止することで、引き続き集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権の取立てをすることが考えられる。また、既に第 10 本文の通知がされている場合には、担保権実行手続取消命令の発令を受けることにより、再度債権特定範囲に属する債権の取立てをすることができる状態を確保することが考えられる（なお、担保権実行手続取消命令が発令されたとしても、集合債権譲渡担保権者がその後さらに第 10 本文の通知を行うことは妨げられないため、担保権実行手続取消命令の効力を実効的なものとするためには併せて担保権実行手続禁止命令の発令を受けることが必要となる。）。これらの方法によって集合債権譲渡担保権設定者が取立権限を引き続き保持するに当たっては、集合債権譲渡担保権設定者が取り立てた債権特定範囲に属する債権の回収金から集合債権譲渡担保権者が負担すべき本文(4)アからウまでの債権に係る支出額を控除した金額に相当する代替担保の提供（例えば、当該債権の回収金を入金するための預金口座を開設し、集合債権譲渡担保権者のために預金担保を設定した上で、集合債権譲渡担保権設定者は、入金された回収金から、本文(4)アからウまでの債権に係る支出額のみを出金することができることとすることが考えられる。）や、当該金額の継続的な返済などを担保権実行手続禁止命令の条件とし、その条件違反がない限り、担保権実行手続禁止命令を更新して継続したり、更新に当たってその期間を長期のものとしたりするなどの実務上の工夫をすることが考えられる。

3 集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定があった場合に、本文に基づいて第 10 本文の通知があったものとみなされるときには、あったものとみなされる通知も前記 3(1)の担保権実行手続取消命令の対象となる。担保権実行手続取消命令によって当該通知が取り消されると、集合債権譲渡担保権設定者は債権特定範囲に属する債権を取り立てることができないという効果もなくなることとなる。

したがって、集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定がされる場合において、この規定により集合債権譲渡担保権設定者は債権特定範囲に属する債権を取り立てることができなくなることで事業の継続が困難となるときは、それと同時に又はその後速やかに担保権実行手続取消命令の発令を受けることが考えられる。なお、担保権実行手続取消命令が発令されたとしても、集合債権譲渡担保権者がその後さらに第 10 本文の通知を行うことは妨げられないため、担保権実行手続取消命令の効力を実効的なものとするためには併せて担保権実行手続禁止命令の発令を受けることが必要となるのは、前記 8 と同様である。

10 動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等

(1) 集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合において、専ら集合動産譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、おいては、はに限り、その動産を目的とす

る担保の供与があったものとみなして、破産法第 162 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 252 条第 1 項第 3 号及び第 266 条、民事再生法第 127 条の 3 第 1 項、第 190 条第 5 項及び第 256 条並びに会社更生法第 86 条の 3 第 1 項及び第 267 条の規定を適用する。

(2) 集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合においては、専ら集合債権譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときはに限り、その債権を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第 162 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 252 条第 1 項第 3 号及び第 266 条、民事再生法第 127 条の 3 第 1 項、第 190 条第 5 項及び第 256 条並びに会社更生法第 86 条の 3 第 1 項及び第 267 条の規定を適用する。

(説明)

1 部会での議論を踏まえ、(1)及び(2)の双方について、「～場合は、～ときに限り」という表現を「～場合において、～ときは」という表現に修正した。

2 (1)及び(2)の、専ら譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたという要件は、集合動産譲渡担保契約や集合債権譲渡担保契約において、担保権者は、継続的に新たな動産や債権が動産特定範囲や債権特定範囲に加入することを期待して担保価値を評価している一方で、設定者があえて合理的な事業遂行の範囲を超えて担保目的財産を増大させた場合には、一般債権者が害されることを踏まえ、否認対象とすべき悪質性の高い行為を抽出しようとするものである。

この要件は、破産法第 71 条第 1 項第 2 号を参考にしたものであり、同号における目的は客観的な事情を基に推認されるものと考えられていることから、専ら譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたかどうか、主に動産や債権の加入が客観的に異常であることが立証されることによって推認されることになると考えられる。

(1)や(2)の行為が非義務行為（破産法第 162 条第 1 項第 2 号、民事再生法第 127 条の 3 第 1 項第 2 号、会社更生法第 86 条の 3 第 1 項第 2 号）に当たる場合には、専ら譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたかどうかにかかわらず否認の対象とすべきという指摘がある。

もっとも、上記のとおり、当該要件は否認対象とすべき悪質性の高い行為を抽出しようとするものであり、仮に当該要件を満たさない非義務行為が存在するとすれば、そのような行為までを否認の対象とするのは適切ではないと考えられる。集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保については、設定者の事業活動に伴い担保目的財産が減少することもあり、譲渡担保権者はそのリスクを負っていることとのバランスの観点からも、当該要件を規定することが正当化されると考えられる。

11 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権契約についての所有権留保契約の規定の準用
動産利用権を目的とする債権譲渡担保契約における当該動産利用権の設定に係る合意については、第 15、2 の規定を準用する。

(説明)

部会資料 40 第 1、3 から実質的な変更はない。

第 15 所有権留保契約

1 所有権留保契約の規律

所有権留保契約の効力、留保所有権の実行等及び破産手続等における取扱いについては、次のいずれかの規律によることとする。

【案 15.1】

狭義の所有権留保に係る留保所有権については他の担保権との競合は生じないことを前提に、部会資料 37-3 のとおり規律を定めるものとする。

【案 15.2】

留保所有権は他の担保権との競合が生ずることを前提に、動産譲渡担保権と同様の規律とする。

(参考：部会資料 37-3 第 22 から第 25 まで)

第 22 所有権留保契約の効力

1 留保所有権の内容

留保売主等（所有権留保動産の代金債務の元本（その利息、違約金、留保所有権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。以下「牽連性のある金銭債務」という。）のみを担保する留保所有権を有する者に限る。以下第 22 から第 24 までにおいて同じ。）は、所有権留保動産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有するものとする。

2 留保売主等による所有権留保動産の譲渡

留保売主等は、実行手続によらなければ、所有権留保動産を譲渡することができないものとする。

3 留保買主等の処分権限

留保買主等（留保所有権（1 に規定する留保所有権に限る。以下第 22 から第 24 までにおいて同じ。）に係る留保買主等に限る。以下第 22 から第 24 までにおいて同じ。）は、留保売主等の承諾を得なければ、所有権留保動産について有する権利を第三者に譲渡することができないものとする。

4 留保所有権の不可分性

留保売主等は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、所有権留保動産の全部について、留保所有権を行使することができるものとする。

5 物上代位

(1) 留保所有権は、所有権留保動産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって留保買主等が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合においては、留保売主等は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならないものとする。

(2) (1)前段の規定に基づいて留保売主等が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であって、(1)後段の規定による差押えの後に対抗要件が具備されたものに優先するものとする。

6 動産譲渡担保契約の効力の規定の準用

部会資料 37-1 第 3 の 1（動産譲渡担保権の及ぶ範囲）から第 3 の 4（妨害の停止の請求等）までの規定は、所有権留保契約（第 22 の 1 に規定する留保所有権に係るものに限る。第 24 において同じ。）の効力について準用するものとする。

第23 留保所有権の実行等

部会資料 37-2 第7（3（後順位の動産譲渡担保権者による実行）、5（動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知）及び6（清算金の支払に関する処分の禁止）を除く。）、第12及び第13（5（後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等）を除く。）の規定は、留保所有権について準用するものとする。

第24 破産手続等における留保所有権の取扱い

1 別除権等としての取扱い

- (1) 破産手続において、留保所有権（破産者が留保買主等としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。
- (2) 破産手続において、留保所有権（破産者が留保買主等としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないものに限る。）を有する者を破産法第111条第3項に規定する準別除権者として扱うものとする。
- (3) 再生手続において、留保所有権（再生債務者が留保買主等としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。
- (4) 更生手続において、留保所有権（開始前会社が留保買主等としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）の被担保債権を有する者を更生担保権者として扱うものとする。
- (5) 特別清算手続において、留保所有権（清算株式会社が留保買主等としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。
- (6) 承認援助手続において、留保所有権（承認援助手続に係る債務者が留保買主等としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。

2 その他

留保所有権について、部会資料 37-2 第14の2（担保権実行手続中止命令）、4（破産管財人等による譲渡担保財産の換価・譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定）及び5（担保権消滅許可制度の適用）と同様の規律の対象とするものとする。

3 再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効

次に掲げる事由が生じたときに所有権留保契約（第21の1(1)に規定するものに限る。以下この3において同じ。）が解除される旨の特約又は次に掲げる事由を理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は、無効とするものとする。

ア 留保買主等についての再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったこと

イ 留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたこと

第25 拡大された留保所有権

1 拡大された留保所有権の対抗要件

牽連性のある金銭債務以外の債務を担保する留保所有権（以下「拡大された留保所有権」

という。)は、所有権留保動産の留保買主等(拡大された留保所有権に係る留保買主等に限る。)から留保売主等(拡大された留保所有権を有する留保売主等に限る。)への引渡し(登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、留保売主等を所有者とする登記又は登録)がなければ、第三者に対抗することができないものとする。

2 再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効

次に掲げる事由が生じたときに所有権留保契約(第21の1(1)に規定するもので、拡大された留保所有権に係るものに限る。以下この2において同じ。)が解除される旨の特約又は次に掲げる事由を理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は、無効とするものとする。

ア 留保買主等についての再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったこと

イ 留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたこと

3 拡大された留保所有権の性質

拡大された留保所有権は、この法律の適用については、動産譲渡担保権とみなすものとする。

(説明)

所有権留保については、部会資料37-3において、狭義の所有権留保については、所有権は売主から買主には移転しておらず、したがって競合も生じないという【案15.1】の規律を提案したところ、留保所有権が担保の目的に制約されているとすれば買主に何らの権利もないとはいえず、一切競合は生じないと考えられないのではないか、買主が有するとされる物権的期待権について、買主に処分権限がないとすることは適当ではないのではないか、また、所有権留保であっても余剰価値がある場合にはこれを活用した資金調達をすることができるようにするのが望ましく、後順位の設定を可能とすべきではないかといった意見があり、総じて、競合が生ずることを前提とした規律とすべきという意見が大半を占め、競合が生じないことを前提とした規律を支持する意見はなかった。

以上の議論を踏まえると、【案15.2】のように、留保所有権についても競合が生ずることを前提とした規律とすることが考えられる。その場合、留保所有権の具体的な規律内容は、実体的効力、実行、破産手続等の取扱いを通じて、動産譲渡担保権と同様のものとなると考えられる(ただし、再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効については、所有権留保契約の規律として設ける必要がある)。その規律方法については、更に検討する必要がある。

2 再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効

次に掲げる場合事由が生じたときに所有権留保契約(第1、16(1)21の1(1)に規定するものに限る。以下この2-3において同じ。)が解除される旨の特約又は次に掲げる場合に該当すること事由を理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は、無効とするものとする。

ア 留保買主等についての再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったこととき。

イ 留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたこととき。

5 (説明)

部会資料 37-3 第 24、3 及び第 25、2 から実質的な変更はない。

第 16 民法の見直し

1 質権者による債権の取立て等

10 民法第 366 条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 質権者は、質権の担保する債権について不履行があったときは、その目的である債権を直接に取り立てることができる。この場合において、質権者の受けた給付の価額がその担保する債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を質権設定者に支払わなければならない。

15 (2) 第三債務者は、質権の設定について質権者が第 364 条の規定によりその規定に従うこととされる第 467 条第 1 項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって質権設定者その他の第三者に対抗することができる。この場合において、質権者は、自己の債権の弁済期が到来するまでは、質権設定者に対し、その受けた給付の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。

20 (3) (2)前段の場合において、質権者の債権の弁済期が到来したときは、質権者は、質権設定者に対し、その受けた給付の価額から自己の債権の額を控除した残額を支払わ返還しなければならない。

25 (4) 債権の目的物が金銭である場合において、その弁済期が質権者の債権についての不履行の前に到来したときは、質権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

(5) 債権の目的物が物の引渡しであるときは、質権者は、弁済として受けた物について質権を有する。この場合においては、(1)後段及び(3)の規定は、適用しない。

(説明)

30 部会資料 37-2 第 15、1 から実質的な変更はない。

2 抵当権の効力の及ぶ範囲

民法第 371 条の規律を次のように改めるものとする。

35 抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、抵当不動産の果実（収取されていないものに限る。）に及ぶ。

(説明)

40 不履行前に生じた果実についても効力が及ぶことを明確なものとするため、動産譲渡担保権者による果実の収取（第 3、2）の規定の表現ぶりを踏まえて、本文のとおり改めるものである。

第 17 民事執行法の見直し

動産の差押えについて、次のような規律を設けるものとする。

5 1 執行官は、動産の差押えをしたときは、遅滞なく、動産執行又は動産競売の申立ての時に執行債務者を動産譲渡担保権設定者又は留保買主等とする動産譲渡登記又は所有権留保登記において動産譲渡担保権者又は留保売主等として登記されている全ての者（転譲渡担保権者が登記されている場合にあっては、当該転譲渡担保権者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

10 2 1の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りるものとする。

(説明)

部会資料 37-2 第 16 から変更はない。

第 18 民事再生法の見直し

1 担保権実行手続中止命令

民事再生法第 31 条の規律を次のように改めるものとする。

15 (1) 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、第 53 条第 1 項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者（以下この 1 において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）を命ずることができる。ただし、その担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。

20 (2) (1)の規定による中止の命令は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

25 (3) 裁判所は、(1)の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。(4)及び 2(1)において同じ。）の命令を除く。）を発する場合には、担保権者の意見を聴かなければならない。

30 (4) 裁判所は、(1)の規定による債権を目的とする質権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。

(5) 裁判所は、(1)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

(6) (1)の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、担保権者に限り、即時抗告をすることができる。

35 (7) (6)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(8) (6)に規定する裁判及び(6)の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第 10 条第 3 項本文の規定は、適用しない。

(説明)

40 部会資料 37-2 第 17、1 から変更はない。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

- 5 (1) 裁判所が1(1)の規定により債権を目的とする質権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。
- (2) (1)本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、
10 債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。
- (3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

部会資料37-2第17、2から変更はない。

第19 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の見直し

1 担保権実行手続中止命令

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第27条の規律を次のように改めるものとする。

- 20 (1) 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、債務者の財産につき担保権を有する者(以下この1において「担保権者」という。)又は企業担保権の実行手続の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされているその担保権の実行の手続の中止(債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。)又は企業担保権の実行手続の中止を命ずることができる。
- (2) 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第24条第1項の即時抗告がされたときも、同様とする。
- 30 (3) 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失う。
- (4) (1)又は(2)の規定による中止の命令(企業担保権の実行手続に係るものを除く。)は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。
- (5) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による中止の命令(債権を目的とする質権の実行の手続の中止(実行の禁止を含む。)(6)及び2(1)において同じ。)の命令を除く。)を発する場合には、担保権者又は企業担保権の実行手続の申立人の意見を聴かなければならない。
- 35 (6) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。
- 40 (7) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

(8) (1)又は(2)の規定による中止の命令及び(7)の規定による変更の決定に対しては、担保権者又は企業担保権の実行手続の申立人に限り、即時抗告をすることができる。

(9) 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(10) 第 25 条第 8 項の規定は(1)又は(2)の規定による中止の命令、(7)の規定による決定及び(8)の即時抗告についての裁判があった場合について、同条第 9 項の規定は(2)の規定による中止の命令があった場合について準用する。

(説明)

部会資料 37-2 第 18、1 からおおむね変更はない。部会での議論を踏まえ、(1)において、「担保権の実行の手続の中止」を「その担保権の実行の手続の中止」と修正した。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 裁判所が 1(1)又は(2)の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

(2) (1)本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

(3) (2)の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

部会資料 37-2 第 18、2 から変更はない。

第 20 会社更生法の見直し

1 担保権実行手続中止命令

会社更生法第 24 条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分中止(債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。)を命ずることができる。ただし、イに規定する強制執行等又はカに掲げる処分については、その強制執行等に係る更生債権者等又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

ア 開始前会社についての破産手続、再生手続又は特別清算手続

イ 強制執行等(更生債権等に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行(債権を目的とする質権については、当該債権の取立てを含む。))又は更生債権等を被担保債権とする留置権による競売をいう。)の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

ウ 開始前会社に対して既にされている企業担保権の実行手続

エ 開始前会社の財産関係の訴訟手続

オ 開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

カ 外国租税滞納処分（共助対象外国租税の請求権に基づき国税滞納処分の例によってする処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）をいう。）で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

- 5 (2) 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、職権で、国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権及び共助対象外国租税の請求権を徴収するためのものを除く。）を含む。）で、開始前会社の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。
- 10 (3) (2)の規定による中止の命令は、更生手続開始の申立てについて決定があったとき、又は中止を命ずる決定があった日から2月を経過したときは、その効力を失う。
- (4) (1)の規定による中止の命令（(1)イの担保権の実行又は留置権による競売に係るものに限る。）は、開始前会社の財産につき担保権を有する者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。
- 15 (5) 裁判所は、(1)及び(2)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- (6) 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、(1)イの規定により中止した同号に規定する強制執行等の手続、(1)カの規定により中止した同号に規定する外国租税滞納処分又は(2)の規定により中止した同項に規定する国税滞納処分の取消しを命ずることができる。ただし、当該国税滞納処分の取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。
- 20 (7) (1)又は(2)の規定による中止の命令、(5)の規定による決定及び(6)の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。
- 25 (8) (7)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- (9) (7)に規定する裁判及び(7)の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(説明)

部会資料 37-2 第 19、1 から変更はない。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

- 35 (1) 裁判所が1(1)の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。）を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。
- (2) (1)本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。
- 40 (3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者

は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

部会資料 37-2 第 19、2 から変更はない。

5 第 21 会社法の見直し

1 担保権の実行の手続等の中止命令

会社法第 516 条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、清算株式会社の財産につき担保権を有する者 (2)及び3において「担保権者」という。)、企業担保権の実行の手続の申立人又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続の申立人 (3)において「一般先取特権者等」という。)に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、清算株式会社の財産につき存するその担保権の実行の手続の中止 (債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。(2)において同じ。)、企業担保権の実行の手続の中止又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続の中止を命ずることができる。

(2) (1)の規定による中止の命令 (清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手続の中止に係るものに限る。)は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

(説明)

部会資料 37-2 第 20、1 からおおむね変更はない。部会での議論を踏まえ、(1)について、「担保権の実行の手続の中止」を「その担保権の実行の手続の中止」と修正した。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 裁判所が 1(1)の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止 (実行の禁止を含む。3(1)及び(2)において同じ。)を命じた場合には、第三債務者は、特別清算の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

(2) (1)本文に規定する場合 (債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

(3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

部会資料 37-2 第 20、2 から変更はない。

3 担保権の実行の手続等の中止命令の手続

会社法第 891 条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 裁判所は、1(1)の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を除く。）を発する場合には、担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等の陳述を聴かなければならない。
- (2) 裁判所は、1(1)の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の陳述を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の陳述を聴いたときは、この限りでない。
- (3) 裁判所は、(1)及び(2)の中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- (4) (1)及び(2)の中止の命令及び(3)の規定による変更の決定に対しては、担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等に限り、即時抗告をすることができる。
- (5) (4)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- (6) (4)に規定する裁判及び(4)の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(説明)

部会資料 37-2 第 20、3 から変更はない。

第 22 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の見直し

1 譲渡登記に関する規律の見直し

動産譲渡登記及び債権譲渡登記（以下「譲渡登記」という。）に関する規律を次のとおり改めるものとする。

- (1) 譲渡人又は譲受人が会社法人等番号（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 7 条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号を譲渡登記の必要的記録事項に加える。
- (2) 動産譲渡登記における動産の特定方法を見直し、「譲渡に係る動産の種類及び当該動産の所在場所その他の当該動産の種類以外の事項であって当該動産を特定するために必要なもの」とする。
- (3) 動産譲渡登記の原則の存続期間を 10 年から 20 年に延長する。

(説明)

本文(1)は、譲渡登記の検索等の利便性を向上させるため、会社法人等番号を譲渡登記の必要的記録事項に追加するものである。

本文(2)は、動産譲渡登記における動産の特定方法を改めるもので、部会資料 33 第 5 本文 1 及び 2 から実質的な変更はない。

本文(3)は、実務上の要請を踏まえつつ、システムへの負荷をも考慮し、動産譲渡登記の原則の存続期間を 10 年から 20 年に延長するものである。なお、債権譲渡登記の原則の存続期間については、システムへの負荷に加え、譲渡に係る債権の債務者の全てが特定している場合は、住宅ローン債権のように弁済期が相当長期に及ぶ債権の流動化等の取引も含まれていることを考慮し 50 年、それ以外の場合は、債務者が特定していない債権の譲渡に係る実務上の取引は通常 10 年を超えることはないといわれており、債務者が特定していない住宅ローン債権を流動化したいという要望がないことなどを考慮し 10 年とされているところ、これ

を延長する実務上の要請はそれほど多くないため、現行の規律を維持する。

2 譲渡担保権に関する登記制度の見直しの概要

譲渡担保権に関する登記制度の見直しの概要を次のとおりとする。

- 5 (1) 登記原因を譲渡担保とする譲渡登記の必要的記録事項の見直し
- ア 次に掲げる事項を登記原因を譲渡担保とする譲渡登記の必要的記録事項に加える。
譲渡担保権者の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる
事務所）並びに譲渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは当該法人の
会社法人等番号（以下「氏名及び住所等」という。）
- 10 イ 譲渡担保権者として登記されている者（以下「譲渡担保権の登記名義人」という。）
及び譲渡担保権を取得した者は、共同して、譲渡担保権の移転による譲渡担保権者の
変更の登記を申請することができる（注1から3まで）。
- （注1）根譲渡担保権の全部譲渡又は一部譲渡による譲渡担保権の移転に関する登記も譲渡担保
権者の変更の登記により行うものとし、当該登記の申請は、譲渡人の承諾を要件とする。
- 15 （注2）相続又は法人の合併による譲渡担保権の移転による譲渡担保権者の変更の登記は、相続
人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が単独で申請することができ
る。
- （注3）譲渡担保権者の氏名及び住所等の変更の登記は、譲渡担保権の登記名義人が単独で申
請することができる。
- 20 (2) 転譲渡担保の登記の新設
- ア 譲渡担保権の登記名義人及び転譲渡担保の譲受人は、共同して、転動産譲渡担保又
は転債権譲渡担保（以下「転譲渡担保」という。）の登記を申請することができる。
- イ 転譲渡担保の登記には、転譲渡担保権者の氏名及び住所等を記録する。
- (3) 競合する譲渡担保権を記録するための目録制度の新設
- 25 ア 競合する譲渡担保権に係る譲渡登記を一覧的に記録するための目録制度を新設する。
イ 譲渡人及び譲渡担保権の登記名義人は、共同して、当該目録に記録すべき競合する
譲渡担保権に係る譲渡登記（以下「競合譲渡登記」という。）を明らかにして、当該目
録の作成を申し出ることができる。
- ウ 登記官は、上記イの申出に基づき、各競合譲渡登記において当該目録を作成し、当
30 該目録に各競合譲渡登記の登記番号及び登記年月日（以下「特定事項」という。）を記
録する。
- (4) 譲渡担保権の順位の変更の合意の登記の新設
- ア 順位を変更した譲渡担保権の登記名義人は、共同して、順位の変更の合意の登記を
申請することができる。この登記は、上記(3)の目録に順位を変更した譲渡担保権に係
35 る競合譲渡登記の特定事項が記録されている場合に限り、申請することができる。
- イ 譲渡担保権の順位の変更の合意の登記には、次に掲げる事項を記録する。
- （ア）変更後の譲渡担保権等の順位
（イ）順位の変更について利害関係を有する者の承諾があるときは、その旨並びに承諾
をした者の氏名及び住所等（注）
- 40 （注）（イ）に掲げる事項は、登記事項概要証明書には記載しないこととする。

(5) 根譲渡担保権の分割譲渡の登記の新設

ア 譲渡担保権の登記名義人及び根譲渡担保権の分割譲渡の譲受人は、共同して、根譲渡担保権の分割譲渡の登記を申請することができる。

イ 根譲渡担保権の分割譲渡の登記は、譲渡人の承諾（転譲渡担保の登記がされている場合にあっては、併せて転譲渡担保権者として登記されている者の承諾）があるときに限り、申請することができる。

ウ 根譲渡担保権の分割譲渡の登記は、分割譲渡された根譲渡担保権に係る新たな譲渡登記を作成し、これに次に掲げる事項を記録することによって行う。

（ア）分割をする根譲渡担保権に係る譲渡登記に記録されている事項（転譲渡担保の登記等を除く。）

（イ）分割譲渡された根譲渡担保権を有する者の氏名及び住所等

（説明）

部会資料 35 第 5（説明） 4 の記載内容並びにその別添 1 及び 2 のイメージ図に基づき、譲渡担保権に関する登記制度の見直しの概要を明らかにするものである。

1 本文(1)について

本文アでは、譲渡担保を原因とする譲渡登記においては、譲受人に関する事項に加えて、譲渡担保権者の氏名及び住所等を必要的記録事項に加えている。登記された譲渡担保権者に関する記録事項は、動産譲渡担保権が私的実行された場合における実行通知の送付先や、譲渡担保権の処分等に関する登記の申請権者等の基準となる。

本文イでは、譲渡担保権者に関する記録事項を更新するための登記を設けるものである。原則として当該登記により直接の不利益を被る譲渡担保権の登記名義人と、直接の利益を受ける譲渡担保権を取得した者の共同申請によるものとしている（本文イ）。なお、根譲渡担保権の全部譲渡又は一部譲渡による場合は、実体法上、設定者の承諾が必要とされていることから、登記申請に当たっても譲渡人の承諾を要件としている（注 1）。また、一般承継による譲渡担保権の移転による場合（注 2）や譲渡担保権者の氏名及び住所等の変更の場合（注 3）には、単独申請を認めることとしている。

2 本文(2)について

実体法上、転譲渡担保を認めることに伴い、転譲渡担保の登記を新設するものである。この登記は、当該登記により直接の不利益を被る譲渡担保権の登記名義人と、直接の利益を受ける転譲渡担保の譲受人の共同申請によることとしている。転譲渡担保の登記には、転譲渡担保権者の氏名及び住所等が記録される。

3 本文(3)について

競合する譲渡担保権に係る譲渡登記（競合譲渡登記）を一覧的に記録するための目録制度を新設するものである。その制度内容については、これまでの部会資料から実質的な変更はない。すなわち、複数の譲渡担保権が競合するかを最も適切に判断することができるのは譲渡人であることから、当該目録の作成及び当該目録に記録すべき競合譲渡登記の選別は、譲渡人及び譲渡担保権の登記名義人の共同申出によることとしている。登記官は、当該申出に基づき、各競合譲渡登記において当該目録を作成するとともに、当該目録に各競合譲渡登記の登記番号及び登記年月日を記録することとしている（部会資料 35 の別添 1 のイメージ図を参照）。

4 本文(4)について

実体法上、競合する譲渡担保権についての順位の変更を認めることに伴い、順位の変更の合意の登記を新設するものである。この登記は、順位の変更をした譲渡担保権の登記名義人の共同申請によってする。ただし、競合する譲渡担保権の順位関係を明確にするため、本文(3)の目録に順位を変更した譲渡担保権に係る競合譲渡登記の特定事項が記録されている場合に限り、申請できることとしている。

当該目録には、変更後の譲渡担保権の順位のほか、順位の変更について利害関係を有する者の承諾があるときはその旨並びに承諾をした者の氏名及び住所等を記録する（部会資料 35 の別添 1 のイメージ図を参照）。ただし、利害関係を有する者等の情報は、個人情報保護の観点から一般に公開することは望ましくないと考えられることから、登記事項概要証明書の記載事項からは除外し、登記事項証明書に記載するに留めることとしている。

なお、これまでの部会資料でも説明したとおり、順位の変更に係る譲渡担保権が互いに競合するものであるかや、(必ずしも登記記録上から明らかでない) 利害関係人の承諾が適切に得られているか等については、登記官の審査事項とはしないことが前提とされている。

5 本文(5)について

実体法上、根譲渡担保権の分割譲渡を認めることに伴い、その登記を新設するものである。この登記は、当該登記により直接の不利益を被る譲渡担保権の登記名義人と、直接の利益を受ける根譲渡担保権の分割譲渡の譲受人の共同申請によってする。

実体法上、根譲渡担保権の分割譲渡には、譲渡担保権設定者の承諾（転譲渡担保がされている場合にあっては、併せて転譲渡担保に係る権利を有する者の承諾）が必要とされていることから、登記の申請に当たっても、譲渡人の承諾（転譲渡担保の登記がされている場合にあっては、併せて転譲渡担保権者として登記されている者の承諾）を要件としている。

根譲渡担保権の分割譲渡の登記は、分割譲渡された根譲渡担保権に係る新たな譲渡登記を作成した上で、これに①分割元の根譲渡担保権についての譲渡登記の記録事項の一部及び②分割譲渡された根譲渡担保権を有する者（分割譲渡の譲受人）の氏名及び住所等を記録することによって行う（部会資料 35 の別添 2 のイメージ図を参照）。

3 留保所有権に関する登記制度の見直しの概要（所有権留保登記の新設）

留保所有権に関する登記制度の見直しの概要を次のとおりとする。

- (1) 所有権留保契約の留保売主等及び留保買主等（法人に限る。）は、動産の所有権の留保について所有権留保登記の申請をすることができる。
- (2) 所有権留保登記がされたときは、所有権の留保に係る動産について引渡しがあったものとみなす。
- (3) 所有権留保登記については、動産譲渡登記に関する規定を準用する。

(説明)

拡大された留保所有権は、引渡しが第三者対抗要件とされ、占有改定劣後ルール適用の対象にもなることから、これに対応する所有権留保登記を新設するものである。なお、狭

義の留保所有権については、その権利を第三者に主張するために対抗要件を要しないが、拡大された所有権留保との区別が判然としない場合もあるため、登記することができる所有権留保を拡大された所有権留保に限定することはしていない。

- 5 所有権留保登記は留保売主等及び留保買主等（法人に限る。）の共同申請によってすることとし、所有権留保登記がされたときは、所有権の留保に係る動産について引渡しがあったものとみなすこととしている。また、拡大された留保所有権については、譲渡担保権と実質的に同一の実体的規律が適用されることから、所有権留保登記についても、新設される登記を含めて、動産譲渡登記に関する規定を準用することとしている。